

LIBRA

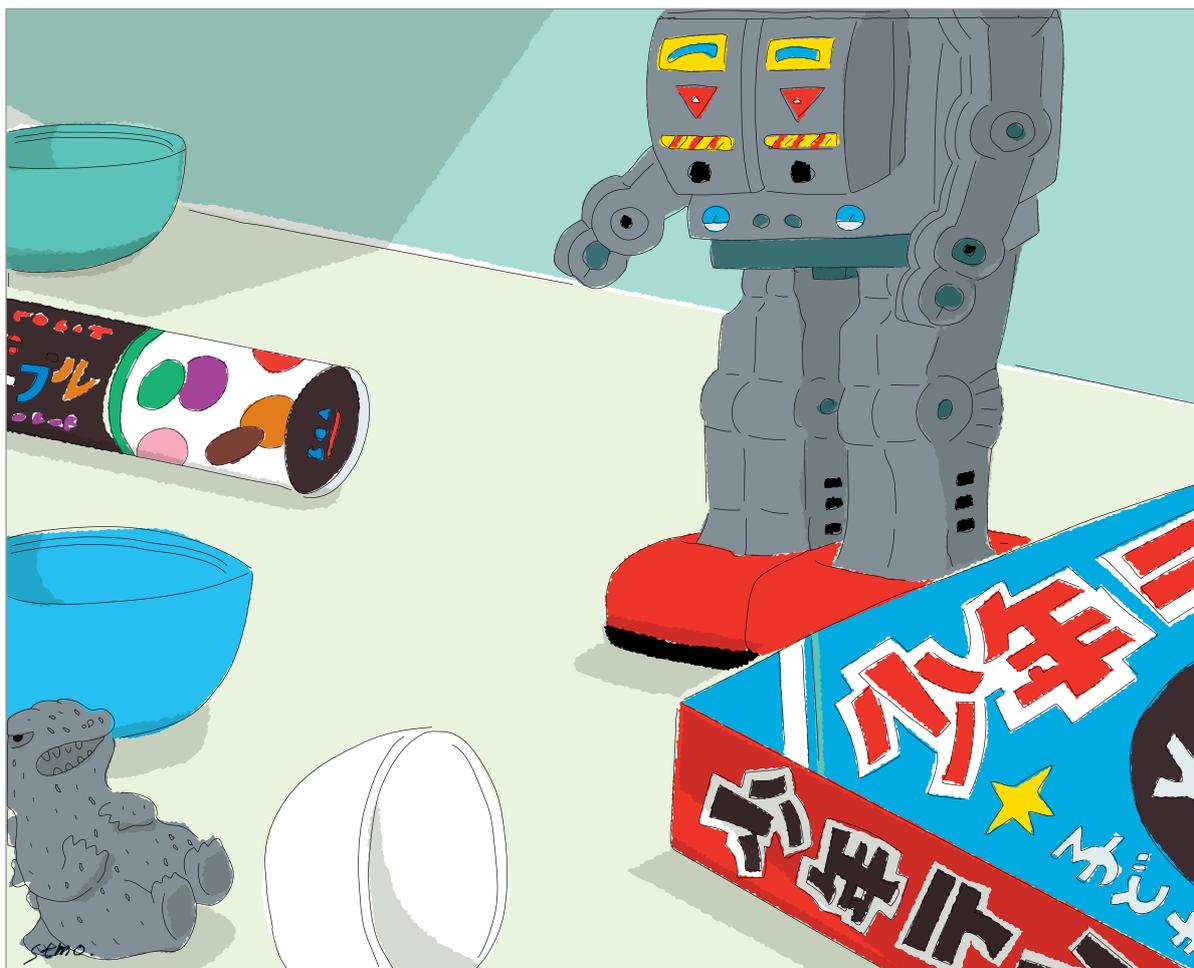
2018年 5 月号

〈特集〉

ご存知ですか？多摩支部20周年

〈インタビュー〉

プロ雀士 小林 剛さん



LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2018年5月号

特集

02 ご存知ですか？ 多摩支部20周年

I 巻頭言 多摩支部は設立20周年を迎えます 齊藤園生

II 多摩支部20年の歩み

(1) 多摩支部設立の経緯～経過を知るベテラン弁護士インタビュー～

(2) 多摩支部の現在とこれから～中堅若手弁護士 座談会～

(3) 20周年記念行事報告

① 第15回高齢者・障がい者権利擁護の集い

「実践！意思決定支援 一人主体の権利擁護を目指して」報告 岡垣 豊

② これからの多摩支部 20周年記念事業のご案内 中村一郎

インタビュー

20 プロ雀士 小林 剛さん

ニュース&トピックス

26 公開学習会「婚姻の平等を目指して～憲法・民法から考える同性カップルの結婚～」

研修報告

34 東京三弁護士会合同研修会「成年後見実務の運用と諸問題」

連載等

27 臨時総会報告 (2017年度 第2回)

29 常議員会報告 (2017年度 臨時第4回／2018年度 第1回)

48 弁護士採用適正化ガイドラインを作成しました

49 今、憲法問題を語る

第79回 憲法改正, 点と線あるいは光と影—3.26シンポジウムのレポート 菅 芳郎

50 もっと知ろうよ！オキナワ！

第15回 2017 (平成29) 年度 沖縄視察記 藤川 元

52 近時の労働判例

第62回 東京高裁平成26年5月21日判決 (ソクハイ(契約更新拒絶)事件) 檀上遼一

54 東弁往来

第57回 法テラス旭川・流水の町ひまわり基金法律事務所視察交流会 高見智恵子

56 わたしの修習時代：教官の言霊 22期 多比羅 誠

57 69期リレーエッセイ：2年目の成長のために 天野 清

58 心に残る映画：『宇宙兄弟』 竹中 朗

59 コーヒーブレイク：ロードサイド・ステーション 大森祐輔

60 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内

67 インフォメーション

ご存知ですか？ 多摩支部20周年

今を遡ること約30年前、多摩地区は、弁護士会の正規組織や会館が存在しなかったため、市民の法的ニーズに迅速に応えることができない状況にありました。

このような状況を解消するため、多摩地区の弁護士の任意団体が支部設立に向けて活動を開始し、市民や自治体の協力を得て、1998年4月1日、八王子の地に東京三弁護士会多摩支部が生まれました。

その後、2009年の八王子から立川への移転等を経て（この移転当時の多摩地域、多摩支部の状況については、弊誌2009年10月号特集「多摩支部の活動—裁判所本庁化への期待も—」（https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2009_10/02-15.pdf）をお読み下さい）、つい先日、多摩支部は設立20周年を迎えることができました。

これを受けて、多摩支部では、本年度、記念レセプションの開催のほか、市民向けの特別授業、遺言カフェといった特別事業が行われる予定です。

本特集では、この20周年記念事業についてのご紹介のほかに、多摩支部設立経緯等についての座談会、多摩支部の現状・今後についての座談会、多摩支部が開催したイベントについての報告等を通じて、多摩支部設立から現在までを振り返り、さらに、東京地方・家庭裁判所立川支部の本庁化、弁護士会多摩支部の本会化に向けた展望を明らかにしたいと思います。

（志賀 晃）

CONTENTS

I 巻頭言 多摩支部は設立20周年を迎えます	3頁
II 多摩支部20年の歩み	
(1) 多摩支部設立の経緯～経過を知るベテラン弁護士インタビュー～	4頁
(2) 多摩支部の現在とこれから～中堅若手弁護士 座談会～	9頁
(3) 20周年記念行事報告	
① 第15回高齢者・障がい者権利擁護の集い	
「実践！意思決定支援—本人主体の権利擁護を目指して—」報告	16頁
② これからの多摩支部20周年記念事業のご案内	17頁

*表紙裏にカラー写真掲載



弁護士会多摩支部

I 巻頭言

多摩支部は設立 20 周年を迎えます

2017 年度 東京弁護士会多摩支部支部長 齊藤 園生 (45 期)

東京三弁護士会多摩支部（以下「多摩支部」）は 1998 年 4 月 1 日設立されました。

多摩支部設立までは、多摩地域には「三多摩弁護士クラブ」という任意団体があり、ここが国選弁護の受け皿となるとともに、八王子法律相談センターや法律扶助協会東京都支部多摩相談センターの運営に関わってきました。しかし弁護士会の正式な組織とは言えず、地元自治体・住民からは「なぜ多摩には弁護士会がないのか」という声がありました。「多摩に弁護士会を」を合い言葉に、三多摩弁護士クラブの 10 年にわたる運動の結果、1998 年、多摩支部が設立されたのです。

多摩支部設立後、八王子に弁護士会館をつくり、立川にも法律相談センターを開設しました。毎年のように市民集会も開催し、地元の弁護士会として活動を拡大してきました。2009 年には東京地裁八王子支部が立川に移転するのに伴い、立川に支部会館を移設しています。

現在、多摩支部では 16 の専門委員会、6 つのプロジェクトチームが活動をしています。八王子、立川、町田の法律相談センターの相談も支部が中心に担い、地元自治体へは、法律相談はもちろん、各種審議会の委員も多数派遣しています。また 2009 年からは、全国で唯一、本会とは別に支部として司法修習生の受け入れを始めています。

2018 年度には、支部会員資格が多摩に法律事務所を持つ「事務所会員」に限定され、支部会員が多摩地域の法律相談に責任を持つ、法律相談活動の棲み分けも実施されます。第一東京弁護士会も、本格的支部運営に乗り出すことになっており、多摩支部は名実共に三会の共同運営となります。

多摩支部の合い言葉は「多摩は一つ」。20 周年を迎える多摩支部の歴史を振り返り、これからの多摩支部を展望したいと思います。



多摩支部外観



弁護士会多摩支部

Ⅱ 多摩支部 20 年の歩み

(1) 多摩支部設立の経緯

～経過を知るベテラン弁護士インタビュー～

(注) 出席者の所属は、2017 年度当時のものである。

出席者

鹿島 恒雄 (7 期)

近藤 智孝 (21 期)

司会

佐藤 南平 (58 期) 副支部長

聞き手

齊藤 園生 (45 期) 支部長



鹿島 恒雄 会員 (7 期)



近藤 智孝 会員 (21 期)

ご存知ですか？ 多摩支部 20 周年

さんたま 三多摩弁護士クラブ

佐藤：本日、司会を務めます佐藤です。多摩支部設立 20 周年を迎え、多摩支部設立を振り返ってみたいと思います。裁判所立川支部の本庁化、弁護士会多摩支部の本会化のための活動をしている現在の多摩支部会員にとっても参考になるお話を伺えるのではないかと思います。

まず、多摩地区に当時から存在している弁護士の任意団体である三多摩弁護士クラブについてお聞きします。三多摩弁護士クラブが多摩支部設立の母体になったということですが、三多摩弁護士クラブとは、どのような組織でしたか。

鹿島：私自身は、1955 年に弁護士登録をしました。最初は、市ヶ谷で仕事をしていましたので、三多摩弁護士クラブには入っていませんでした。その後、地元の府中市の事件が増えてきて、多摩地区に事務所を移したことから、三多摩弁護士クラブと縁が深くなりました。

三多摩弁護士クラブは、公的には、1949 年に、最高裁の通達があって国選弁護人受任の受け皿とし

ての事務を取り扱う団体としてできました。

三多摩弁護士クラブは、クラブの会則もありますし、慶弔の規程も完備しているし、総会も開かれて、旅行会などもありましたから、一つの団体としては機能していました。

このように単純な親睦団体ではありませんでしたが、それでも多摩地区の市民には、悲しいことに知られてはいませんでした。多摩の自治体にも知られていませんでしたね。

佐藤：三多摩弁護士クラブが多摩地区の市民の法律相談を受けていたという話を伺ったことがあるのですが、いかがでしょうか。

鹿島：榎本信行さんが三多摩弁護士クラブの幹事長の時代に、クラブ独自の法律相談センターを作ろうとしたことがありました。具体的な市民との接触を図ったんですね。しかし、クラブは、任意団体だから、弁護士法違反であると本会からの反対にあって、とん挫したということがありました。

近藤：そうですね。しかし、榎本さんが有志を集めて、八王子でも法律相談をしようと活動し始めましたね。裁判所八王子支部の中に三多摩弁護士クラブの

控室を先輩弁護士の努力で確保していましたから、実は、その中で法律相談をやっていました。

齊藤：裁判所の中で法律相談とは、これまでに聞いたことがないお話です。相談件数はありましたか。

近藤：それなりにありましたね。

多摩支部設立のきっかけ

佐藤：それでは、三多摩弁護士クラブという団体が弁護士会多摩支部を作ることになったきっかけを教えてください。

鹿島：1988年秋に八王子で三多摩弁護士クラブの創立40周年記念式典をして、多摩地区の自治体の首長をお呼びしました。首長の中から、多摩地区に弁護士会の正規の組織や設備がないのかという疑問の声が出ました。そこで、我々は、改めて多摩地区と23区との格差を共有したのです。

1991年当時、多摩地区は、人口が365万人で静岡県と同じ、全国の都道府県でみても11番目、23区の1.86倍の広さがありました。当時、多摩地区の発展が著しく、人口流入に伴う法律問題が起きていました。司法機構として、裁判所、検察庁に八王子支部があり、民事、刑事、家事事件について全国の本庁と比較しても4位ないし6位相当の事件数を処理していました。裁判所、検察庁は、八王子が日本一大きな支部であったにもかかわらず、弁護士会には支部がなかったのです。

このことを私は、「多摩は、自由民権運動濫觴の地の一つであり、五日市憲法草案誕生の地でもある。自由と人権についての輝かしい歴史を持つ多摩地区の住民に誠に相応しくない弁護士機構の現状である。」と表現しておりました。

これが、多摩支部設立のきっかけなのです。

多摩支部設立に向けた活動

佐藤：支部設立に向けた具体的な活動について教えてくださいいただけますか。

鹿島：多摩地区では、都心に見られない人口流入に基づく借地借家問題、家事事件の増加、基地問題などの区部と違った法的な問題を抱えていたことから、市民に密着した法的サービスが必要でした。法律相談が特に重要でしたが、多摩地区には、八王子の法律相談センターと扶助協会の相談しかありませんでした。

そこで、1989年から具体的に多摩地区の市民のための支部設立に向けての活動を始めたのです。

齊藤：自治体巡りは、みなさん大変な苦勞をされましたね。担当の市ごとに説得のための作戦を先輩弁護士が練っていた様子を見ていました。

鹿島：三多摩弁護士クラブのメンバーで手分けして、多摩地区の自治体に支部設立の運動への協力を依頼したのです。

1994年3月に、東京都市長会、東京都町村会に対して、支部設置の要望書を出してもらうように依頼し、最終的に全ての自治体が要望書を弁護士会本会に出してくれました。

現在行われている裁判所支部の本庁化、本会化の運動にも通じる運動の仕方でしたね。

ところで、三多摩弁護士クラブでは、その後、本会に対して、支部設立の要望書を提出し、1998年4月に支部設立となるのですが、それまでの活動について振り返っておきたいと思います。

まず、組織の面ですが、三多摩弁護士クラブでは、1989年6月、三多摩弁護士クラブ機構改革検討委員会を発足させました。

近藤：支部設立までの10年間、鹿島さんが委員長で、

飯塚和夫さんが事務局長でしたね。

鹿島：そうでしたね。

委員会の会議の場所は、八王子合同法律事務所をお借りしまして、支部設立までの10年間で100回を超える会議を開きました。

全国の弁護士会の支部に11項目のアンケートを実施したこともあり、18支部から回答を得ました。

さらに、川越支部、小倉支部、浜松支部を訪問して調査をしました。

1991年5月、「報告書その一及び附帯意見書」というものを三多摩クラブ幹事長宛てに上程しましたが、これがその後の本会に対する支部設立の要望のベースとなる資料となりました。

その後、1991年9月、委員会の名称が三多摩弁護士会機構改革検討委員会に、1992年6月には三多摩弁護士会機構改革実行委員会に、1996年2月には弁護士会多摩支部設置準備委員会に変わりました。名前の変更にともなって、委員会の仕事の内容が変わったことが分かります。仲間も増えました。

この間、本会に対して、三多摩弁護士クラブがどのような働きかけをしたかと申しますと、最初は、支部という名称ではなく、法律相談センターを発展させるという意味で、「東京三会八王子センター」という名前やや曖昧な組織を作ろうとしたことがありました。

しかしながら、本会からその曖昧さに対して批判があり、結局、本会に対しては、1993年12月に三合同支部の設立の要望書を出したのです。

その後、弁護士会の諸事情があって合同支部設立は諦め、1994年8月に東京三会各支部の設置の要望書に差し替えたのです。

その結果、本会では、1997年1月の臨時総会で

1998年4月1日に東京弁護士会が多摩支部をまず発足させることを決定してくれました。

一弁、二弁もほぼ同時期に支部設置を決議してくれました。

三多摩クラブの会員は、このようにクラブ側の活動を精力的に行いましたが、実は、会員の心ある者が本会の支部設立の対策本部のメンバーや理事者になるなどして、陰に陽に力を発揮してくれていました。

これが、支部設立の経緯なのです。

近藤：支部設立に向けては、みんなが一丸となって力を合わせてがんばりましたね。お金のある者はお金を、時間のある者は時間を、心ある者は心を出すなどして協力してくれました。

八王子支部会館建設の経緯

佐藤：次に、支部会館の建設について伺いたいと思います。

齊藤：支部会館を造ることについては、どのような動きがありましたか。みなさん、初めから自前の会館を造るという考えだったのでしょうか。

近藤：お金の問題がありましたから、自前の会館を持つことには慎重な意見もありました。しかし、弁護士たるもの、弁護士会なるものは、自主自立、一身独立という精神が根底にあるべきと思っていましたので、支部会館という受け皿がそこでは必要であると思っていました。

齊藤：どのようにして当時の支部会館を取得したのでしょうか。

近藤：実は、私は、支部設立運動が盛り上がるだいぶ前から、密かに物件をあたっていました。そうしたところ、たまたま八王子の業者から情報を得て、当時の東京地方裁判所八王子支部の前に売り物が出



ました。私は、これは押さえておかなければならないと考え、購入資金を借り入れ、単独でこの土地を購入しました。

このことは数名の同志には話しましたが、私は、支部会館にもし利用されなかったならばそれでも構わないという心づもりでおりました。

しかし、その後、同期の杉井静子さん、馬場栄二さん、橋本幸一さん、井上寛さんなどの若い方々から、私に負担をかけるのは弁護士の沽券に関わるという声があがり、多摩法曹ひまわり会館という名称のもとで100人を超える多数の仲間の方々がお金を出し合ってくれ、土地の取得資金や建物の建築資金も皆出してくれました。

鹿島さんも100万円でしたよね。

鹿島：いや、私はもうちょっと（笑）。

齊藤：あのとき、みなさんが、お金をかなり出されていましたよね。

近藤：そのお陰で私が借り入れたお金は返済でき建物もできたのです。

私は、このとき人間の善意や人間の絆というのは素晴らしいな、弁護士って大したものだなと心から思いました。

佐藤：土地を購入し建物を建築した時点では、本会が支部会館として認めていたものでもないですよ。

近藤：そうです。でも最終的には、既成事実もでき本会も了承していただきました。会館、言葉を換えて言えば「城」ができたということです。これがその後の支部の発展に大きくつながったことは間違いのないと思います。

支部を作ろうとの10年間の諸先輩方のご尽力がバックにあったからこそ、先行しての土地購入や支部会館の建設ができたのです。

心ある者は必ず協力してくれるという良き時代の

文化があったのかもしれませんが。このような精神を今後とも持ち続けてもらいたいと思っています。

齊藤：このような思い切ったことは、今ではとてもできないことですね。

鹿島：本会が会館を造るときに強制寄付が行われましたよね。これに対しては、不満も出ていたかと思えます。だけど、近藤さんが支部会館の土地代金を立て替え支出した分と建物の建築資金を出した皆の醵金は、本当にクラブ会員が自分の意思で出したものです。強制は一切ないのです。

近藤：私は、会館ができた時、我が家のお風呂で大泣きしたことを覚えています。感謝の気持ちで。

齊藤：三多摩弁護士クラブの活動は、本当に精力的で、情熱がありますね。現在の弁護士会、多摩支部の活動にそこまでのものは見られないですね。

近藤：時代の違いもありますよ。

鹿島：司法試験制度の問題も絡みますが、弁護士の仕事に対する活力、プライドを取り戻す必要があると思います。三多摩弁護士クラブの時代には活力があったように思います。

佐藤：当時、造られた支部会館は、本会が取得していただき、現在、八王子会館として法律相談センターが入り、利用されていますが、立川に支部が移転して以降、売却の話も出ていました。この点については、どのように考えていらっしゃいますか。

近藤：八王子市だけで55万人という人口があるのですから、会館を売却するというような考えは、寂しい限りですね。利用方法を考えるべきでしょう。

齊藤：八王子会館の目の前に法務合同庁舎もできるようなので、これからの需要は出てくると思います。法律相談センターを充実させて、さらに若手弁護士の支援の場としても利用できるのではないかと考えております。

裁判所立川支部の本庁化、 弁護士会多摩支部の本会化に向けて

佐藤：支部設立の経緯、支部会館建設について伺ってきましたが、最後に支部設立20周年を迎えて、支部会員、これからの若手弁護士に向けてのお言葉を頂戴したいと思います。多摩支部で現在検討されている裁判所立川支部の本庁化、弁護士会多摩支部の本会化の問題についても、支部設立運動との比較の視点から一言お願いします。

鹿島：支部設立の問題は、市民サービスの観点からして、やらなければならなかったこと、やらなければ作為義務に違反するようなものでした。そして、現段階では、支部設立により、市民にとっての一定程度の法的サービスを整えた状況にあります。

しかし、次の問題である裁判所立川支部の本庁化、弁護士会多摩支部の本会化は、現在の弁護士を巡る事情の劣悪化を踏まえ、本会化された際にそこに所属することになるであろう弁護士の経済的、財政的な問題を冷静に検討してやらなければならない問題です。軽々には踏み切れない問題です。支部設立の問題と支部の本会化の問題はやや異質な問題であると思います。もちろん、弁護士の負担がなくやれるものであれば、これは万々歳なことです。しかし、近藤さんも言われたように、弁護士は、本来、権力から支援も受けなければ、権力に媚を売ることもない、そういう自立した立場です。そうであるならば、経済的、財政的に自立していかなければならない。本会にもすり寄ってはいけないという問題もあります。

財政的な専門家の意見もよく聞いたうえで、マスタープランを立てる必要があると思います。やや冷たい意見ですが、本庁化、本会化を目指すことが揺

るがない目標であることには間違いありません。

近藤：大きな目標を達成するには、弁護士会だけの力だけでは無理です。政治、経済界のお力も得られるようにしなくてはならないと思います。

鹿島：先程、支部設立に際しては、多摩地区の自治体の大きな支援を受けたことを申し上げました。本庁化、そして、本会を作るためには、それ以上に地元自治体の支援が必要ですし、もう一つは、本庁化、本会化は法律改正が関連しますから、政治家に支援を求めることが絶対に必要です。弁護士が一致団結してやらないといけないと思いますね。

なお、心配しているのは、弁護士会館の問題です。会館造り、その後の維持管理費用の問題もあります。また、職員の人件費の問題もあります。

図書館は、現在の本会と仲良くして、本会の図書館に自由に出入りできるようにしておくという融通性のあるルールを確立すべきです。

近藤：私が思っていることは、弁護士業務だけに留まらず、文化、政治、経済、あらゆる分野に若い弁護士が進出してほしい。そこから得られる情報を上手に使ってほしい。文化人や事業家の心をもしっかりとつかみネットワークを築いてほしいと思います。

佐藤：今日は、大先輩方から貴重なお話を伺うことができ大変参考になりました。誠にありがとうございました。

(構成：佐藤 南平)



Ⅱ 多摩支部 20 年の歩み

(2) 多摩支部の現在とこれから ～中堅若手弁護士 座談会～

(注) 出席者の所属は、2017 年度当時のものである。

自己紹介

佐藤：本日はお集まりいただきありがとうございます。本日、司会を務める佐藤です。現在、多摩支部副支部長を仰せつかっております。

本日の座談会は、多摩支部の中堅若手の弁護士がどのようなことをしているかを本会の会員の皆さんにも知って頂きたいと思い、実現した企画です。

今年、多摩支部は20周年を迎えますが、10年前の10周年の際は、委員会等の数は、13個でした。それが、現在は、23個の委員会等で支部会員が活動しています。皆さんの委員会活動を中心にこれからお話を伺っていききたいと思います。

では、まず、自己紹介をお願いします。

加畑：61期の多摩の森綜合法律事務所の加畑と申します。多摩支部法律相談委員会の委員長をしております。最近では多摩支部の外国人法律相談制度の開設のために、多文化共生プロジェクトチーム(PT)の立ち上げに参画しております。また、法律相談委員会の関連プロジェクトチームである震災対応プロジェクトチームと中小企業支援プロジェクトチームにも関わっております。

高野：61期、「たかの」と書いて、「こうの」太一郎です。加畑弁護士と同じく、多摩の森綜合法律事務所におり、現在、刑事弁護委員会の委員長、貧困問題対策プロジェクトチームの座長をしております。

橋詰：58期、三多摩法律事務所の橋詰です。委員会は子どもの権利委員会と法教育委員会、研修委員会に入っております。法教育委員会はまだ新しく、この4月で3年度目を迎えるところです。私の自慢は、子どもの権利委員会を、弁護士登録直後に入ってからこれまで一度も休んだことがないということです。

高木：63期の高木理恵子と申します。法律相談委員会と広報委員会に所属し、両方とも副委員長をしています。多摩支部20周年記念事業の実行委員会

の委員もやっています。多摩パブリック法律事務所に所属し、私自身は、立川修習の1期生となります。

古田：67期の古田理史です。かたくり法律事務所に所属しています。委員会は、刑事弁護委員会、広報委員会、法教育委員会、憲法問題に関するプロジェクトチームに所属しています。あと、多摩支部20周年記念事業にも関わらせてもらっています。

加畑：言うのを忘れていました。私も20周年記念事業の準備に関わっています。

多摩支部における委員会等での活動状況

■ 法律相談関係

佐藤：それでは、皆さんの委員会活動を中心として、多摩支部での活動を教えてください。

まず、加畑さん、法律相談委員会についてお願いします。

加畑：法律相談委員会では、立川、八王子、町田の法律相談センターの運営及び多摩の自治体相談への弁護士の派遣、遺言カフェという多摩支部独自の企画も行っております。

佐藤：自治体の法律相談については、本会と比較しても多摩支部と自治体との連携が取れているという話を耳にしますね。

加畑：多摩支部は長い時間をかけて、自治体との信頼関係をこれまで構築してきましたので、多摩支部の弁護士は自治体に重宝して頂いていると自負しております。

高木：18自治体、7社協(社会福祉協議会)に弁護士を派遣しています。

加畑：そうですね、100人以上の弁護士を派遣しています。

佐藤：加畑さんは、多摩支部に来られる前は、別の弁護士会に所属されていたということですが、多摩支部との違いもありましたら教えてください。

加畑：最初、法テラスのスタッフ弁護士として静岡県

出席者

加畑 貴義 (61期)
高野 太一郎 (61期)
橋詰 穰 (58期)
高木 理恵子 (63期)
古田 理史 (67期)

司会

佐藤 南平 (58期) 副支部長

聞き手

山下 太郎 (55期) 副支部長
渡邊 隆 (56期) 副支部長

弁護士会に1年間所属していました。そこから3年半を福島県弁護士会で過ごしました。多摩支部ではいわゆる多重会務者が多いという印象です。しかし、若手の会員が委員会内でしっかりとした発言力を持っていて、若手の会員が委員会内で企画をした時には、役員会も非常に理解を示してくれる印象です。

佐藤：多摩支部では、役員も若いですね。さて、先程、お話に出た遺言カフェとはどのようなものですか。

加畑：町田法律相談センター立ち上げの際に活性化の目的で企画しました。弁護士の敷居を低くして、遺言をテーマに弁護士との茶話会をできるようにしました。茶話会には70人くらいの市民の方々に参加して頂き、好評を頂きました。今後も多摩地区の各地域内で複数実施していく予定です。

佐藤：多文化共生プロジェクトチームについては、どのような状況ですか。

加畑：外国人の法律相談については、法律相談委員会において、長年大きなテーマとなっております。現在、他県の弁護士会の情報を集めて、形にしようとしている段階です。

山下：外国人法律相談プロジェクトチームではなく、多文化共生プロジェクトチームとした理由は何ですか。

加畑：法律相談の窓口運営だけにとどまるのではなく、例えば各地で行われている外国人の方々のイベントに相談員を派遣したり、渉外事件に関連した体制作りのため裁判所との協議に臨むなど、外国人の権利擁護に関する活動を行いたいと考えていることが理由です。

■ 刑事事件関係

佐藤：次に高野さんの活動についてお聞きしたいと思います。

高野：立川支部の管内で発生した刑事事件の国選弁護人の推薦や当番弁護士の派遣については多摩支

部の刑事弁護委員会が関わっています。2016年度の当番事件の数は1759件、被疑者国選は1754件です。また、立川支部は、支部として裁判員裁判を受理していますので、裁判員裁判の国選弁護人の推薦も行っています。その数は146人でした。弁護人の推薦や派遣などの円滑な事務を行うため、適切な名簿の作成、運用、管理を行っています。

佐藤：これまで、23区内の弁護士も相当数、多摩地区の刑事弁護に関わって頂いていると思いますが、現在はどのような状況ですか。

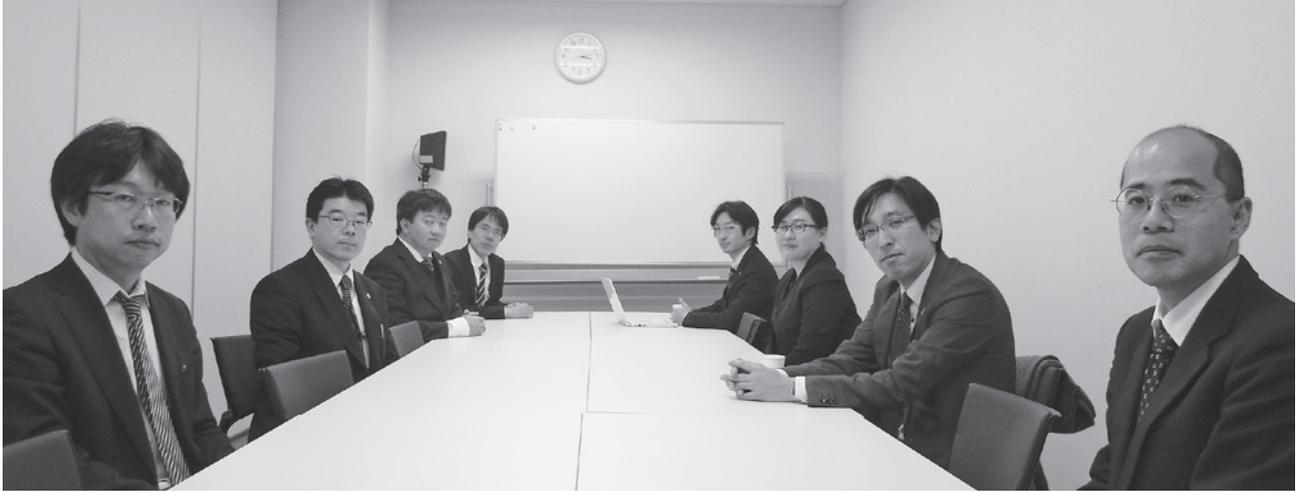
高野：立川支部管内の刑事事件について、国選弁護人は多摩支部の事務所会員には限られません。むしろ、数年前まで、23区内の弁護士が名簿の3分の2程度を占めていました。しかし、刑事弁護は早期に密度の濃い活動が必要であると思われるから、地元の事件は地元の弁護士が担うべきではないかというように委員会では考えてきました。

そこで、少しずつ多摩の弁護士で事件を担えるよう、名簿の再編成をしてきました。

佐藤：多摩支部においては、弁護士会と裁判所、検察庁との関わりが密であると聞いていますが、具体的に教えてください。

高野：立川支部においては、法曹三者の協議会の窓口は、弁護士会多摩支部になっています。公式な協議会が年に1回、勉強会が年に3回、若手勉強会というものが任意に行われています。また、特徴的なものとして、模擬評議というものが行われていました。2018年度中に3回目の開催が予定されています。一般市民の方を模擬裁判における裁判員役として募って、法曹三者は実際の裁判官、検察官、弁護士が担当する模擬裁判を、裁判所の法廷をお借りして、2日間にわたって実施しています。本庁と比べても遜色ない充実したもので、多摩地区における刑事事件の法曹三者の関係は密接なものがあります。

山下：刑事弁護の研修の充実ぶりには驚いています。裁判所立川支部の法廷を借りて、裁判員裁判向けの



研修がありました。10年前にはこのようなレベルの高い研修はありませんでした。この間の努力などありましたら、教えてください。

高野：たしかに、ここ10年で多摩支部会員の刑事弁護のスキルは上ってきていると思います。約10年前、被疑者国選の拡大、裁判員裁判の実施などを見据えて、東弁が刑事対応型の多摩パブリック法律事務所を設立しました。そこに、当時、刑事弁護に熱心な新人を含む多数の弁護士を集めました。その後、北千住パブリック法律事務所の若手が立川市内に事務所を立ち上げました。所属弁護士の刑事弁護に関するスキルは、全国クラスです。

さらに法テラス多摩法律事務所があり、多摩支部と協議の上で、多数の刑事事件の配任もなされています。所属する弁護士も全国クラスであって、支部会員に対して、研修や実際の事件の共同受任などを通じて、そのスキルを伝えてもらっています。

研修については、少人数で全国クラスのレベルのものを受けられることから、本会以上ではないかと思っています。

■ 貧困問題対策関係

佐藤：貧困問題対策プロジェクトチームについても一言お願いします。

高野：2008年12月、日比谷派遣村がクローズアップされたことで、貧困問題が社会問題として認識されるようになりました。400万人の人口を抱える多摩でも貧困問題を主に扱う委員会を作りたいというメンバーが現れ、私も設立に携わりました。PTでは、生活保護に関する研鑽、研修会の実施、各自治体の福祉事務所との懇談などを行っています。

山下：問題事例について、自治体との意見交換を行って解決している案件もあると聞いていますが、いかがでしょうか。

高野：2014年1月から生活保護相談を開始し、2017年3月までで、相談件数355件です。この数になると、

それなりに相談の傾向が表れてきます。個別事件については個別の弁護士が対応するとして、それとは別に弁護士会として、より適切な生活保護行政への提言となるように、判明した問題点について各自治体との意見交換を行っています。

■ 子どもの権利・法教育関係

佐藤：橋詰さんは、これまで子どもの権利委員会を中心に活動されてきたと思いますが、そこから法教育委員会も立ち上げられたと聞いています。

橋詰：子どもの権利委員会は、当初、刑事弁護委員会の少年事件部会として発足しました。委員会となって15年ほどになりますが、現在は委員数も活動範囲も広がっています。数年前から委員会内にPTを設け、少年事件、子どもの悩みごと相談、家事事件手続法関係、児童福祉、選択型実務修習などの分野をカバーしています。

付添人名簿の作成や派遣をしたり、子どもの悩みごと相談で多摩地域の保護者や子どもから相談を受けています。家事事件手続法関係では、未成年後見人や子どもの手続代理人の選任について家裁立川支部との対応や連携、意見交換会も行っています。また、児童福祉の分野では地域の児童相談所や子ども家庭支援センター、関係機関などとの連携を図っています。

山下：委員会で取り組まれている、子どものいじめ予防に関する授業について教えていただけますか。

橋詰：いじめ予防授業は、もともと個人の弁護士が取り組んでいた実践を、2008年から日弁連の特別事業として東京三会の共催で活動を始めました。それが徐々に都内で広がり、2013年に日弁連の全国付添人経験交流集会で発表した結果、全国的な取り組みとして広がり、現在は全国の3分の2以上の単位会で行われています。都内の実施件数をみても、2008年度は年間2校の実施でしたが、昨年度は200校以上で実施されています。



加畑 貴義 会員



橋詰 稷 会員



高木 理恵子 会員



高野 太一郎 会員

その中でも特に多摩支部は盛んで、年間80校前後という全国トップクラスの実施件数になっています。これは多摩地域に学校が多いことに加えて、多摩支部が地域の自治体と連携が取りやすい関係にあるため、国分寺市や立川市、国立市、西東京市などで教育委員会から市内の小学校や中学校について全校実施を依頼されたという事情があるためです。おそらく教育委員会とこのような連携がとれたのは多摩支部が全国で初めての例と思われます。

授業も大変好評をいただいております、人権の観点から話をすることや、裁判になった深刻な事例を扱って、両当事者の立場から話ができることが、弁護士が授業をすることの大きな特徴や意義だと思います。

山下：多摩では、いじめ予防授業が先進的に行われていることから、多摩支部内でも評価されて、多摩支部20周年イベントでもメインイベントとされることになりましたね。

橋詰：はい。いじめ予防授業については、委員会で一丸となって取り組んできました。この授業を担当することで、委員自身もいじめという問題を繰り返し考える機会にもなります。また多摩支部では各市に設けられるいじめに関する第三者委員会にも委員が何名も参加しており、自治体から弁護士会多摩支部に対する信頼を得られていると思います。今度の20周年イベントが、さらなる啓発や広報の機会になればいいですね。

渡邊：先ほど、加畑さんが言われていた多摩支部と自治体とのつながりということがここでも特徴的な事柄として、出てきています。先輩方が地区法曹的なものを特別に作らず、多摩支部として各自自治体と話をしてきたことから、自治体の相談活動にも多摩支部から弁護士を派遣するようになったということですね。

橋詰：そうですね。例えば最初に全校実施となった自治体は、市の人権擁護委員を務める弁護士の方が人権擁護委員向けの勉強会に講師でお招きくださ

り、そこに市長や教育関係の事務局もいて、いじめ予防授業を知っていただけたことが直接のきっかけとなりました。自治体と多くの地域の間で築き上げてくださった、今の私たちの活動の礎になっています。とてもありがたく思います。

佐藤：法教育委員会では、いじめ予防授業以外の授業をやっているようですが、どのようなものがありますか。

橋詰：小中高の子どもたち向けとして、職業紹介や民事や刑事の模擬裁判、消費者被害、労働やアルバイト、少年非行、セクシュアリティ、憲法（主権者教育）などをテーマとした授業を用意したり、裁判所での裁判傍聴も行っています。あと、特徴的な取り組みとしては、法教育委員会が中心となって弁護士を東京経済大学に派遣し、公法系、民事系、刑事系の講座を受け持っています。これも多摩地域にある大学との連携によって始まった多摩地域ならではの取り組みだと思います。

■ 立川支部における司法修習

佐藤：それでは高木さんにお話を伺いますが、高木さんは、立川修習の1期生ということで、立川修習についてお話をいただけますか。

高木：立川修習は全員で24人で、裁判修習でも1部に2人しかいないので、事件も傍聴し放題ですし、検察修習も6人で一部屋与えられており、取調べも本庁に比べて充実しています。

弁護修習も、支部修習を成功させようという多摩支部の意気込みをすごく感じました。実務修習で登録している事務所以外の弁護士の方々にも何かと構っていただき、支部の方々顔が見える関係で、楽しく過ごさせて頂きました。

事件数と弁護士数に比べて修習生が少ないので、すごく充実していた気がします。

佐藤：同期は、多摩地域に残っている人が結構多いのではないですか。

高木：そうですね、半分くらいは多摩で弁護士をしています。

支部の方々にお世話になって修習を終えたという感覚が強いのか、支部活動に熱心な同期が多くて、委員長、副委員長名をみると見覚えのある名前が多い気がします。

■ 広報活動関係

佐藤：高木さんは、広報委員会での活動をされていますね。多摩支部の広報誌に「多摩のひまわり」がありますが、その特別号というのは一般市民にも配っていますが、最近だとどのような内容の記事が書かれましたか。

高木：一昨年は震災PTと合同で、震災から5年を考えるというテーマで、東北の気仙沼とか、石巻に視察に行き、現地の市民の方や弁護士から、震災当時や復興の話の伺い特集しました。

東京は遠からず絶対に震災が起こるので、市民の皆さんと一緒に考えるという趣旨で特別号にしました。現地の方のお話はどれも、言葉に重みがあって、それを記事にするだけで、考えさせられるものでしたので、充実した特別号になったと思います。

去年は、多摩支部20周年を目前にしていたので、20周年をテーマにしました。

関係の業種の方々からお祝いのコメントを頂いた他、「自治体マスコットキャラクターインタビュー」を企画して、多摩地域のマスコットキャラクターに自治体をPRしていただきました。掲載した写真の多くは、実際にイベントに広報委員が行って撮影したものです。

所属する多摩パブリック法律事務所でも年に1度自治体を回るんですが、そのときに「多摩のひまわり特別号」にキャラクターが載っている市の職員の方から「読みましたよ」と言っていました。自治体との繋がりがっていう意味で良かったのかなと思います。

■ 多摩パブリック法律事務所の特徴

佐藤：高木さんは現在多摩パブリック法律事務所という公設事務所に入っていますが、多摩支部にある公設事務所の特徴を教えてください。

高木：裁判員裁判に向けて、刑事弁護の中核を担える事務所ということで設立されていますので、創生期から熱心に刑事弁護に取り組んでいます。ただそれは北千住パブリックなどでも同じだと思います。ただし、23区内のパブリックはそれぞれ北千住が刑事弁護、東京パブリックは外国人相談や地方派遣の要請とかで、渋谷パブリックも法曹養成というように割と事務所ごとに特色が際立っているんですけど、規模は小さいながら多摩パブリックは結構全部やっているのかなと思います。

刑事弁護もやっていますし、一橋大学リーガルクリニックの受入れや、エクスターンシップの受入れも行っています。

多摩パブリックはもちろん東京弁護士会の公設事務所ですが、所属に第一、第二東京弁護士会の弁護士がいて、三会で力を合わせてやっていこうという雰囲気があります。

佐藤：多摩パブリックで研修を行うときに、他の支部会員にも情報提供をして、研修の案内を頂いたりもしますね。

高木：多摩パブリックは事務所内でトライアルをしてみても、良ければ支部に還元しようというのが根本にあるので、所内研修が充実してきたらそれを支部に開放していますし、他士業と連携した相談会を多摩パブリックがパイロット的に始めて、今は支部の共催という形になり、相談員の方を支部から派遣してもらおうような形にして、支部に還元しています。

■ 憲法問題関係

佐藤：ありがとうございます。

古田さんが中心となってやられているのが、憲法問題に関するプロジェクトチームですが、それはどの

ようなものですか。

古田：憲法PTは、2015年9月に設立した新しいプロジェクトチームです。多摩支部の中の委員会を充実させて、本会化したときに本会としての機能が持てるよう準備しています。日弁連が各種声明を出し、単位会もやはり憲法に関して声明を出しています。支部としての声明を出せるような、憲法問題にきちんと取り組めるような委員会を作った方がいいのではないかという考えでできたPTです。

実際の活動としては、憲法問題に関する討議を重ねている一方で、多摩支部と市民をつなぐ憲法ということテーマに、つなぐ役割という形で、市民向けシンポジウムや、憲法にまつわる学習会などもやっています。

その他、本会で地裁、家裁、地検と毎年、憲法記念行事として市民の方を集めてスタンプラリーを行っておりまして、市民にもっと法曹三者の活動を知ってもらうために、多摩支部でも、2017年から実施しました。新聞報道のお陰か、応募者多数で、抽選の結果50人の方々が参加しました。今年も実施する予定です。

佐藤：その他、実施されたイベントについても少しご紹介ください。

古田：2017年3月に、18歳選挙権をテーマに、一橋大学で高校生、大学生を集めて、選挙に詳しい毎日新聞の編集委員の与良正男さんを講師に呼んで、白熱教室を開きました。

今後、たとえば大きなホールで、映画を流したりして、それと同時に、その映画の中にある憲法問題を考えてもらうとか、そのような色々なことを企画しています。

裁判所立川支部の本庁化、 弁護士会多摩支部の本会化

佐藤：これでひととおり、皆さんが活動されている分

野のお話をお聞きできました。

最後に、裁判所立川支部の本庁化、弁護士会多摩支部の本会化について、多摩支部の若手会員がどのような考えでいるのかを本会の会員にも伝えていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

山下：さらには、本庁化、本会化という話を超えて将来の多摩支部をどうしていきたいかというビジョンみたいなものも聞けるといいかなと思います。

橋詰：本庁化、本会化に対するニーズがある一方で、委員会活動の観点からは、本会化をすると必置委員会がたくさんできるので、そこに私たちのエネルギーが割かれることになると、今までやってきた特別委員会での活動を同じように続けられるのか不安があります。本庁化や本会化は、それを目指して奮闘されてきたベテランの先輩方よりも、むしろこれから本当に中心になっていく我々の世代が、もっと現実的な問題も見据えながら真剣に考えなくてはならないと思っています。

高木：支部会員の資格制限が始まって、多摩地域の弁護士しか法律相談に入れないという話になったために、自治体への相談員の派遣がすごく広がっているにもかかわらず、派遣する弁護士が足りないという事態になりました。電話ガイドも頑張って午前午後の枠を作ったのですが、まったく相談担当者が足りないという感じです。

今まで多摩支部は本会の会員も入れた人数で運営するなかで、活動領域を広げて、本会に先駆けるような取り組みも行ったりしてきたのですが、いきなり人員が小さくなると、マンパワーが足りないという印象があります。

高野：感想を申し上げると、本会の弁護士はほとんど多摩支部のことを知りません、何をやっているかについてほとんど関心がない。ただこれは私たちにもいえることで、多摩の弁護士も本会で何が行われているかをほとんど分かっていないのではないかと。多摩地区には、色々な法的ニーズがあると言いつつ、



古田 理史 会員



〈同会〉佐藤 南平 副支部長



〈聞き手〉山下 太郎 副支部長



〈聞き手〉渡邊 隆 副支部長

弁護士に対するクレームについては、今のところ全部本会にお任せです。本当はこれらに対しても目を向けて行かなければいけないと思います。

本会化したら日弁連に理事を出すとか、関弁連に理事を出すとか、そういうお付き合いも出てくるでしょう。さらに、本会の人事委員会には、多摩支部案件というのがあって、多摩支部の自治体の弁護士の派遣とか、結局決裁は本会がやっています。重要なところは本会がやっているというたくさん論点がありますが、これについて多摩支部会員もあまり分かっていないことに大変大きな問題を感じます。

加畑：私は多摩支部を強い支部にしたいと考えております。そのためには、まずは今、多摩支部に登録している弁護士の実力を底上げすること、及び多摩支部に有為な弁護士の人材を入れること、この二つが必要だと考えます。

多摩支部に事務所を登録している若手弁護士が、多摩支部と繋がっていないことを非常に感じます。若手弁護士の実力を底上げして、多摩支部に繋がってもらうことで、おそらく10年後には今よりもずっと強い支部になっていると思うのです。弁護士の人材を得て、育て、支部の活動に繋げる過程は、多摩支部本庁化、本会化への必須の過程であると考えます。

多摩支部が一番弱いのが人権擁護の分野だと思います。人権擁護委員会が多摩支部にはないのです。多摩支部が本会化し、多摩支部管内にある府中刑務所と、八王子医療刑務所、及び立川拘置所に関する案件の人権救済を一手に担うとなった場合に、今の多摩支部にそれだけの実力があるのかどうか、少し心許ないものがあります。今後、これらの施設の人権救済を担えるようにするためには、人材を育成し、しっかりと多摩支部に結びつけ、多摩支部一丸となって、これまで以上に人権擁護活動に積極的に関わっていくことが必要であると思います。

本庁化、本会化に関して総論大賛成です。多摩

支部の法律問題は多摩支部の会員が担うということは当たり前のことです。しかし、各論においてまだまだ未熟なところがあります。今後10年の間に多摩支部がどれだけ実力をつけられるのかというところにかかってくるのではないかなと考えます。

古田：20周年を機に、多摩支部会員は多摩地域に事務所がある会員に限定されます。多摩支部が自立して歩けるかというのがこれからの課題ですが、一方で多摩地域は顔が見えるという良いところがあるので、そこをどう伸ばしていくかというのが今後10年間に必要なことなのかなと思いますし、それができるのがこの地域であると思います。

また、市民のために本庁化、本会化が必要だというのですが、本庁化、本会化すると市民にとって何がいいのかをきちんとアピールできていない、そこを、もっと詰めていかなければならないのかなと思います。

高木：たしかに古田さんがおっしゃるように顔が見える関係は大切にしていきたいと思います。多摩支部が田舎会と言われる所以なのかもしれませんが、仕事の面で、相手方の代理人であっても信頼を持って取り組めるということは貴重です。顔が見える関係を維持しつつ、発展していくという方針は大賛成です。

もともと23区内の事務所にいたこともあって、本会の委員会に今も参加している影響もありますが、急に支部を本会から切り離すというよりも、本会の良いところをもっと学んでから、離れていく、独立を目指すというのが良いと思います。本会のマンパワー、知識の蓄積、層の厚さは比較にならないので、そこはもう少し吸収する時間をとって良いと思います。

佐藤：みなさん、長時間ありがとうございました。

(構成：佐藤 南平)



弁護士会多摩支部

Ⅱ 多摩支部 20 年の歩み

(3) 20 周年記念行事報告

① 第 15 回 高齢者・障がい者権利擁護の集い 「実践!意思決定支援—本人主体の権利擁護を目指して—」報告

東京弁護士会多摩支部会員 岡垣 豊 (56 期)

1. 高齢者・障がい者権利擁護の集い

日弁連は、2002年から、高齢者・障害者の権利擁護に関する福祉関係機関との連携、権利擁護の担い手の確保などを目的に、毎年1回全国を巡回して、その年の担当となった単位弁護士会と共催で、本集会を開催してきました。第15回目を迎える本集会は、当支部が共催し、2018年2月2日、オリンパスホール八王子で行われました。テーマは、2014年1月批准した国連障害者権利条約、2015年10月の第58回人権擁護大会における「総合的な意思決定支援に関する制度整備を求める宣言」、2016年5月に成年後見制度利用促進法が施行される等の近時の動向を踏まえ、「意思決定支援」を題材として、標記のとおりとしました。

折しも、第15回を迎える本集会は、多摩支部設立20周年の年に開催されることになり、この記念事業の一環としても位置づけられ、多摩支部の総力を結集して開催されました。

2. 日弁連活動報告

当日は、各挨拶の後、まず、日弁連高齢者・障害者権利支援センターの青木佳史センター長による日弁連活動報告がなされ、成年後見制度をはじめとする高齢者・障害者に関する法制度の動向や高齢者等を取り巻く状況を踏まえ、多くの関係者との連携や、全国の数々の取組を情報交換するなどして、質の高

い支援ができるよう、今後も日弁連として取り組んでいきたい旨が述べられました。

3. 基調講演

「意思決定支援の意義と課題」

続いて、上山泰新潟大学教授による、「意思決定支援の意義と課題」と題する基調講演が行われました。ここでは、意思決定支援の概念の整理がなされた上で、意思決定支援の諸課題を指摘され、今後の実践のあり方等を考える上で、大変有意義な講演でした。

4. 基調報告

「意思決定支援の調査」

続いて、実行委員会より、弁護士、自治体等を対象にした、意思決定支援が問題となった事例調査等の報告があり、様々な場面で意思決定支援が問題となることが明らかとなり、弁護士が支援の現場と十分に連携して意思決定支援に関与していくことの重要性が指摘されました。

5. 寸劇

その後休憩を挟み、一人暮らしの認知症高齢者が在宅生活を続けていくのが難しくなった場面設定で、在宅生活を継続するのか、施設への入所かという、問題提起的な寸劇を、多摩支部会員が好演しました。

6. パネルディスカッション

「意思決定支援の実践について」

寸劇の後、先ほどの上山教授の他、赤沼康弘会員、社会福祉士・あい権利擁護支援ネット代表理事の池田恵利子氏、立川市社会福祉協議会の山本繁樹氏、八王子市高齢者福祉課の臼井弘文氏をパネリストに迎えて、実行委員会で集約した三事例（住む場所の選択、虐待、金銭の使い方）を中心に、意思決定支援の体制、医療における意思決定支援、代理代行決定が許容される場面、推定相続人間で意見対立がある場合の意思決定支援等、意思決定支援の実践を行うに当たっての諸問題が議論され、各小テーマごとの各パネリストの発言は、今後、意思決定支援の実践を行っていく上で大変参考となる見解が示されました。

7. 最後に

2016年6月、日弁連より、当支部で本集会を開催できないか打診があり、その後、実行委員会準備会を幾度と開催し、2017年1月26日、正式な実行委員会をスタートさせ、その後、本集会前日の2月1日まで合計23回、概ね2週間ごとに開催し、多くの支部会員の力を結集し準備に当たりました。当日は前日夜から早朝の降雪があり客足が危ぶまれましたが、弁護士等の専門職、自治体・社会福祉協議会職員、福祉施設職員等を含む750名に参加頂き、大変大盛況、大成功のうちに本集会を行うことができました。この場をお借りして、厚く御礼申し上げる次第です。

② これからの多摩支部 20周年記念事業のご案内

多摩支部設立 20周年記念事業実行委員会 事務局長 中村 一郎 (49期)

1. 多摩支部設立20周年 記念事業実行委員会

東京三弁護士会多摩支部は、2018年4月1日に設立20周年を迎えるに当たり、2017年3月、支部役員会、委員会やプロジェクトチームから委員を募って「多摩支部設立20周年記念事業実行委員会」を立ち上げました。32名の委員のうち65～69期が13名、60期代が21名を占める、若手中心の実行委員会ができました。

多摩支部は20周年を迎えたとはいえ、地域への浸

透はまだ十分とはいえません。もっと、もっと、多摩地域の市民や自治体、企業や団体に、よく知られ、頼りにされる存在になりたい。困ったときには、多摩支部があると思っていただきたい。

もちろん、これまでの20年間を築き支えてきた多くの会員・仲間・地域の方々と、20周年を祝い、感謝したい。そして、これまでの活動をしっかりと記録にとどめ、今後の発展のための資料としたい。

そう考えた実行委員は、以下の4つの企画を考え、4つの部会を設置しました。

2. いじめ問題を考える市民向け特別事業

多摩支部では、子どもの権利に関する委員会や法教育に関する委員会が中心となって「いじめ予防授業」を行っています。その内容は高い評価を受け、2016年度は82校で実施され、中でも、国分寺市、立川市、国立市、西東京市では、教育委員会との連携のもと、全ての小中学校で毎年開催されるに至りました。マスコミ等でもしばしば取り上げられるなど、子どもたちに対する優れた人権教育の実践例として、また、多摩支部と各自治体との事業連携の成功例として、特筆すべきものです。

そこで、20周年記念事業のひとつとして、「いじめ問題を考える市民向け特別事業（名称未定）」を実施することにしました。

2018年10月27日（土）午後1時から4時まで、三鷹市公会堂「光のホール」で開催します。当日は、「いじめ予防授業」を題材とした橋詰議員の基調講演のほか、TMネットワークの木根尚登氏との対談、春名風花氏らとのパネルディスカッションなどが予定されています。

3. 遺言カフェ

多摩支部のエリアは23区の約2倍の面積の多摩地域全体で、ここに26市3町1村の30自治体があり、420万人余りの人が暮らしています。これだけ広く、自治体数も人口も多い地域に、立川に拠点を置く多摩支部がただ一つ対応するということでは十分とはいえません。税理士会や司法書士会などは、多摩地域内に8～10の支部を設け、自治体や市民とより密な関係を作っています。多摩支部も、もっと細分化して、地域とより密接な関係を構築したいと思っています。

そんな思いから、多摩地域の5つの簡裁所在地ごとにある多摩支部の地区懇談会（立川、八王子、武

蔵野、町田、青梅の各地区懇談会）を活用して、多摩地区全域にわたる20周年記念事業を行うこととしました。それが「遺言カフェ」です。

各エリアの市民の方々にご参加いただき、相続遺言に関するセミナーを行ったのち、茶話会を行います。お菓子やお茶を用意したテーブルごとに、少人数のグループに分かれて、遺言や相続のことなどを、弁護士を交えて和気あいあいと語り合うというものです。

1か所につき20万円の予算枠を設定した上で、実施時期・場所、当日の運営方法、後援依頼先、宣伝方法などは全て各地区懇談会に一任し、地域ごとに個性的な遺言カフェを開催する予定です。

4. 20周年記念レセプション

2018年6月29日（金）午後6時から、パレスホテル立川にて、「20周年記念レセプション」を開催します。多摩支部関係者のみならず、多摩地域の首長・職員・議員、裁判官・検察官、他土業の支部、他の弁護士会の支部、経済団体・福祉団体・消費者団体、マスコミ、大学、公共機関など、多くの方々にご出席を呼びかけ、盛大に20周年を感謝し祝うとともに、多摩支部の存在を広めたいと思います。

5. 20周年記念誌

最後に、2018年12月の発行を目指して、「20周年記念誌」を作成します。10年前に10周年記念誌を発行しておりますので、主にそれ以降の10年間の活動内容をきちんと記録して、今後のさらなる発展の礎にしたいと思っています。

盛り沢山の記念事業ですが、いずれも成功させるべく、多摩支部一丸となって準備をしております。積極的なご協力をなにとぞよろしくお願いいたします。



プロ雀士 小林 剛さん

プロ雀士の小林剛さんは、競技麻雀において、非科学的な考え方をを用いないという立場を取られ、複数のタイトルを獲得するなどして活躍されています。今回は、プロ雀士を目指されたきっかけから、競技麻雀の魅力、臨み方、技術的なことまで、幅広く伺いました。偶然に感わされず冷静に物事を判断する小林さんの姿勢は、競技麻雀に限らず、人生の数々の場面においても通じるものだと感じました。

(聞き手・構成：木村容子, 味岡康子, 鈴木啓太)

1 麻雀との出会い ～麻雀連合(当時)に入るまで

— 小林さんと麻雀との出会いについて教えてください。

麻雀との出会いは、高校1年生の頃に友達から教えてもらったのが最初です。

— その際、麻雀をどのようなゲームだと捉えられましたか。

牌の組み合わせと確率について、正解は分からない中で、多分こっちが得だろうというのを導き出して選択し続けていくゲームだという認識はすぐに持ちました。現在もその認識は変わっていないですね。

— 麻雀のどのような点に魅力を感じますか。

やはり組み合わせと確率のゲームという要素が一番魅力を感じます。また、組み合わせと確率を予想しながら、ただ計算するだけではなくて、決断していく力も必要になります。怖くても行かなきゃいけないし、我慢しなきゃいけない。そういった勝負をしているところも面白い要素の一つだと思います。

— ほかにもお好きな競技、勝負事がありますか。

僕はスポーツもよく見ますが、数字に着目して麻雀に当てはめて見えていますね。例えば、野球の打率は、麻雀のあがり率*1やトップ率*2によく似ていると思います。野球でヒットを打つ確率と本当に麻雀でトップを取る確率は同じぐらいで、2割5分ぐらいですが、1打席失敗したからといってそんなに野球選手は落ち込まないと思います。いい偶然が起こりやすいように最善の努力を続けるんですね。その結果2割5分ではなく2割8分残せばいいなという感覚は、非常に麻雀に似ていると思います。

— 競技麻雀を始めたきっかけについて教えてください。

高校を出て、東京理科大学入学と同時に雀荘に行き、雀荘での仕事も始めたんですけども、勤務先の雀荘のオーナーと店長がプロ雀士の方で、その人たちが出られていた競技麻雀に参加させてもらうようになりました。

— プロ雀士になろうと思われたのはなぜですか。

純粋に麻雀が強くなりたいと思っていたので、プロ雀士になり、プロ団体で実施されるタイトル戦のナンバーワンを目指すことにしました。当時の日本麻雀最高位戦というプロ団体に参加するためには、1年間奨励会で勉強する期間が必要でしたので、大学2年生、19歳のときに奨励会に参加しました。その奨励会で良い成績を残すことができ、日本麻雀最高位戦(当時)というプロ団体に入ることができました。

— その後、麻雀連合(現在の麻将連合)に移籍されたきっかけは何ですか。

僕がプロ雀士になった頃のプロ団体の活動は、基本的には、麻雀の強い人たちが会費を払ってリーグ戦をやって勝ち負けを決めているだけ、という状況だったと思います。そうした状況を変えて、ファンに支持される麻雀団体を作ろうということで、井出洋介プロが麻雀連合(当時)を立ち上げました。当時、僕はプロ雀士になって1年目だったので、現実的な組織運営などについてはよく分かっていなかったというのが正直なところでした。ただ、麻雀が強いだけではなく、点数計算の歴史の変遷や仕組みの成り立ちを説明できるなど、ファンの方に麻雀について聞かれたらきちんと答えられるようであれば本当のプロとは言えないのではないか、という考えに共感したので、ファンから支持される本物の職業としてのプロ雀士を目指し、プロ団体を移籍しました。

2 プロ雀士として

(1) プロ雀士に必要なこと

— ファンから支持されるためには、具体的にどのようなことが必要になるのでしょうか。

ただ自分が打つだけではなくて、ファンに対して、プロ雀士がどのように考えて、どういうことをしているかなどを分かりやすく伝えることが必要だと思います。また、打ち方を見せることに関しても、放送対局において視聴者の見やすさに配慮するよう意識してい

ます。あとは、どこで見られても恥ずかしくないよう生活するようになってきていると思います。

— 放送対局の解説のお話が出ましたが、解説をされる際に、具体的に意識されていることはありますか。

やはり分かりやすく伝えるのが第一で、麻雀をあまり知らない方にも分かるように、難しい言葉や略語をなるべく使わないようにしています。全員に伝わる話というのはすごく難しいので、どうしても高度な話になるときはしかたがないのですが、できるだけ難解にならないように意識しています。

— 例えば、避けている略語として何が挙げられますか。

最近で言うと、トイツ落とし*3のことをトイオトと略す方がいますが、僕は略していません。また、一向聴イーシャンテンのことを向聴シャンテンと言う方も増えています。向聴というのは、あと何手で聴牌テンパイ*4するかという意味で、一向聴リャンシャンテン、二向聴サンシャンテン、三向聴と徐々に向聴数が減っていき、あと1枚で聴牌することを一向聴といいますが、なぜかその一向聴のときだけ「一」を省略するという不思議なことがあるんです。「向聴戻し」などの本来の正しい言葉が使えなくなって、むしろ困っているんです。

— 略語の使用の有無を判断する基準のようなものはありますか。

例えば、携帯電話のことを「携帯」と略すことがありますよね。「携帯」だけだと何を携帯するか分からないので不思議には思いますが、「携帯」のように一般的になれば大事な「電話」の方を略していいとも思います。一向聴も大事な「一」を略すというのが不思議ではありますが、その意味での「向聴」が一般的になれば僕も使うかもしれません。今は分かりづらい人もいると思うので、できるだけ使わないようにしています。

— ほかに解説中に意識されていることはありますか。

僕は、他人の打ち手をあまりけなさないことを心掛

けていて、この人はこの局面をこうとらえてこう切った*5のでしょう、ということ、できるだけ本人の意思を汲み取って否定的ではなく伝えるようにしています。普段から打牌候補のメリット、デメリットを比較検討しているため、自分では切らない牌を他人が切った場合でも、その選択に至った理由は分かります。自分の考えと違った場合でも、単純に否定するのではなく、その理由の違いを説明するようにしています。

——プロ雀士として様々な活動をされる中で、一番つらかったことと一番嬉しかったことを教えてください。

つらかったことは、負けて落ち込むようなことはあまりないのですが、僕が21歳のときに初めて決勝戦にたまたま残ってしまって、優勝目前から甘い牌を切って優勝を逃してしまったことがありました。今までどんなぬるい場で麻雀を打ってきたんだというのがばれてしまったような1打をやってしまったと思い、さすがに今までの麻雀環境なり心構えなりを1カ月ぐらい反省して、それ以来、麻雀への向き合い方が変わった気がしますね。嬉しかったこととしては、もう12年ぐらい前ですけれども、将王という自団体のリーグ戦のトップを3回取っているんですが、その1回目の受賞は今でも印象に残っています。

——麻雀のアマチュアとプロ雀士の違いはどこにあると思われますか。

技量的なところだけを言えば、アマチュアの方でもレベルの高い方がたくさんいらっしゃると思います。その中で、アマチュアとプロ雀士の最大の違いは、仕事としてやっているという意識や専門家意識を持っているかどうかだと思います。例えば、麻雀番組に出演したときに、麻雀を4戦して出演料を頂くケースがあるとしたら、1打見せるごとに何円分の仕事、ということになりますから、1つの打牌も疎かにできないですよ。だからこそ、手牌は視聴者に見やすくきれいに並べなければならぬし、それを解説する側のときは、本当に観ている側に楽しんでもらわなきゃいけないの

で一生懸命話します。また、職業として、専門家としてやっているのだから、技量的なところだけではなく、細かくて役に立たないかもしれないような麻雀に関する知見を持っていないといけないと思っています。

(2) 技術的なこと

——麻雀の技術的な部分をお伺いしますが、小林さんは主にどのような方針で麻雀における行動を決定されていますか。

基本的には、「あがらせずにあがる」ということだけを考えています。人によっては役の高い低いを重視して打つ方針をとる方もいらっしゃるのですが、実際には、平均打点は成績に大きくは影響せず、あがり率と放銃率*6が成績に直結することが分かっています。あがり率が高いということは、相手が得点をするチャンスをつぶしているということなので、成績に直結するんです。だから、自分のあがり率を上げて、放銃率を下げる。これ以外はあまり気にしていませんね。

——小林さんは、「ツキ」や「流れ」などの麻雀における考え方について、明確に反対の立場をとっていることで知られています。

そうですね。このランダムに混ざっているものが、どうして「流れ」とか「ツキ」といったものに支配されると思うのかがむしろ不思議です。もちろん、いい偶然が起こったことを「ついていた」と言って、悪い偶然が起こったことを「ついでなかった」と言うのは自由ですが、あくまで過去の偶然を評価している言葉なので、将来の行動を決める指針にはならないのではないかと考えています。ただ、20年ぐらい前までは、麻雀は「ツキ」のやりとりだ、という方が本当に多かったですね。例えば「この宝くじ売り場はよく1等が出る」というとそこが大混雑するのと同じ現象というか、過去にいい偶然が起こった場合、別にその通りにならないと思っていながらも、すがっっちゃう方が多いんですね。

麻雀は、組み合わせと確率のゲーム。その要素に一番魅力を感じます。ただ計算するだけでなく、決断していく力も必要になります。怖くても行かなきゃいけないし、我慢しなきゃいけない。勝負をしているところも面白い要素の一つだと思います。

小林 剛



— 支持者が少なかった約20年前は、反発がありましたか。

いっぱいありましたね。「ツキ」は関係ない、というような広報活動をする、「麻雀はそんなに薄っぺらいものじゃないんだよ」とか「若いうちはそうだろうけど、君もそのうち分かるよ」みたいなことを長年言われてきました。また、僕が局面に対応して確率は低い点数が高くなるという打牌をした際に「お前は確率の人だからあっちを切らなきゃだめだろう」といった誤解をもとに批判されたこともありました。ここ20年ぐらいは、僕を含めて僕ぐらいの世代の人が「ツキ」とか関係ないんだよというのを声高に言うようになって、賛同してくれる同世代以下の人は増えてきていると感じています。

— 麻雀の上達にあたって、心掛けるべきこと、意識すべきことがあれば教えてください。

普段から本当に休まずに何がきたら何をしようと考えておいた方がいいですね。最初の段階から、何がきたらどう対応するかなど、できるだけ色々なことを考えてほしいと思います。「この手は三色*7にするぞ、欲しいのは三萬と三筒です」じゃなくて、「三色になるかもしれないし、一氣通貫*8になるかもしれない」という、色々な可能性を考えながらやってほしいですね。麻雀は、最初は色々な可能性があり、徐々に現

実的なところに絞っていくものなので、最初から形を決めないで打った方がいいですね。あとは、麻雀は4人でやるものなので、いつでも自分の思い通りにはならず、基本的には悪い偶然、不愉快なことが起こり続けるゲームだという認識を持った方がいいと思います。負けても気にしない。鈍感力を身に付けることがコツかなと思っています。

— 悪い偶然によって振り込んでしまったのか、明らかにおかしい間違いで振り込んでしまったのかという違いはありますか。

それを判断できればいいですね。振り込んでも振り込まなくても、結果にかかわらず、常に、「これ切ってたよかったかな」、「こっちを切るべきかな」ということは、しっかり考えながらやった方がいいですね。

— 麻雀は自分でコントロールできないところがあるということですが、そのような割り切りが難しく不安になってしまう人にアドバイスを頂けますでしょうか。

麻雀は、都合のいい偶然も都合の悪い偶然も起こるので、それを悲観的にも前向きにも捉えられるんですよね。例えば、ドラ*9を捨てました。次もドラでした。それも捨てますよね。これを「うわ、失敗した」と思うか、「相手にドラが行かなくてよかった」と思

うかということだと思います。そうやって麻雀における偶然をどのようにも捉えることができるのですが、悲観的に捉えちゃう人が多いんですね。こうしておけばよかったと言いたがる人は多いですが、僕は、基本は単なる偶然で、その偶然の結果を前向きに評価したり、後ろ向きに評価したりしてもしようがないと思っています。本当に、基本的に悪い偶然が起り続けるものだと思っておいた方がいいですね。麻雀だけに限らず、普段の生活においても、いい偶然、悪い偶然は常に起り続けるので、その偶然をいちいち気にしてもしょうがなくて、やることは一緒です、とおくことが重要ですね。

—ほかに対局の際に心掛けていることはありますか。

僕は普段からきれいに理牌^{リパイ}*10するようにしています。理牌は、ある程度上級者になると、しなくても打つことができるのですが、自分のためだけにすることではなくて、あがったときに相手にあがり形と点数を分かりやすく提示して、納得してもらうためにするものなんですね。例えば、特に^{マンズ}萬子の二、三、四あたりは、上下までずれていると本当に分かりづらい。この場合（右上写真参照）、他のメンツ*11がすべて揃って^{ジャントウ}いれば、二が雀頭*12で「二、五」待ちになりますが、



上下が揃っておらず分かりにくい例

上下がぐちゃぐちゃなので、見慣れてない人はすぐに認識できないんです。

—決勝戦などで現実的な手段では1位となることができなくなった、いわゆる目無しのケースで、小林さんは基本的な対応方針を決められていますか。

2位以下に評価の差がある場合、1位の価値が一番大きいのは間違いないので、ある程度無理して1位を狙いますが、基本的に堂々と一着順でもアップするように打った方がいいと思います。2位以下が一緒の場合、基本的には親番*13があるうちは最大限得点することを目指せばいいと思っていますが、優勝を目指して無茶するのも諦めるのも、決勝戦に出ている人の権利だと思っているので、現実的でなかったら諦めるかもしれません。場合によっては、予め「私は人数合わせです。リーグ戦1回戦のように打ちます」と宣言するこ

麻雀用語の簡単な説明

- * 1 あがり率…総局数に対するあがった回数の割合。
- * 2 トップ率…総半荘数に対するトップ（1位）を獲得した回数の割合。
- * 3 トイツ落とし…手にあるトイツ（同じ2枚の牌）を場に捨てていくこと。
- * 4 聴牌…あと1枚であがることのできる状態。
- * 5 切る…手にある牌を場に捨てること。
- * 6 放銃率…総局数に対する他の人に振り込んだ回数の割合。
- * 7 三色…一般的には、三色同順というあがり役の略称。
- * 8 一気通貫…あがり役のひとつ。
- * 9 ドラ…持っている高い点数を得られる重要な牌のこと。
- * 10 理牌…一般的には、自分の手牌を順序良く整理して並べること。
- * 11 メンツ…3枚又は4枚からなる牌の組み合わせのこと。
- * 12 雀頭…アタマとなる同じ2枚の牌の組み合わせのこと。なお、基本的に、あがるための原則形態は、1雀頭4メンツの形に1つ以上のあがり役があることである。
- * 13 親番…東家（親）となる番。基本的には、あがったときの点は高く、他人に自摸^{ツモ}であがられたときに払う点も高くなる番である。
- * 14 半荘…麻雀におけるゲームの単位で、東場（4局）と南場（4局）をあわせたものこと。

とがあります。そうしないと相手が非常にやりづらくなってしまうし、むしろそう宣言した方が視聴者も分かりやすく、番組としても良いと思っています。

3 数学への興味など

— 小林さんは中学生時代にRPGのダメージ計算式を予想して試行された結果、だいたい同じであったとのことですが、計算式を予想するなどの数学の魅力は、麻雀に通じるものですか。

昔から僕は数学が得意で、その中でもただ計算することよりも、いかに工夫して計算するかを長年頑張ってきたつもりです。食塩水の問題をいかに簡単に解くかといった、学校で教わらない数式を自分で作っていたこともあるので、そこは麻雀に通じるかもしれません。与えられた題材から計算するとこれが正解であるはずといったものが、おそらくこのゲームのダメージ計算や麻雀の正解を導く思考に共通するような気がします。

4 最後に

— 今後のご活動の目標があれば教えてください。

今後もプロ雀士としてやっていきたいと思っているので、さらにプロ雀士業界が大きくなって、麻雀に対する昔ながらの社会的なイメージも変わっていくと良いと思っています。

— プロ雀士業界の在り方も変化してきているのでしょうか。

プロ雀士業界の在り方も変化してきているように思います。現在、プロ雀士業界として、大きな団体が5つと、小さな団体が複数ありますが、実は僕ぐらいの世代は結構仲が良く、お互いに協力して頑張りましょうという雰囲気になってはきているので、今後はもっと一致団結できた方がいいと思っています。プロ雀士としてこうするべきというのは、共通認識として

みんな持っていて、ネット番組で団体の垣根なく取り上げていただいているので、本当にこの機会を活かしていきたいと思っています。また、今、プロ雀士業界をどんどん発信していかなきゃいけないので、こんなプロ雀士がいる、というプラスに働く企画であれば協力していきたいと思っています。

— 将棋や囲碁のプロと並べて論じられることが多い印象を受けますが、いかがですか。

そうですね。そうなってくれたらありがたいなと思っていますね、囲碁や将棋のプロの方は、頭脳ゲームの頂点というイメージがありますよね。麻雀もそうなってくると嬉しいとは思っています。最近、ネット番組などのおかげで少しずつ麻雀に対する社会的な認識が良くなってきている気がします。また、^{ハンチマン}半荘*14の合間の『大喜利』コーナーみたいなものに参加選手が呼ばれるという、麻雀だからこそできる企画もあります。こういった緩い部分も残していければ良いとも思います。

— 楽しみですね。最後に、弁護士に対するイメージをお聞かせください。

弁護士の方が、麻雀をやっていると堂々と言ってくれるだけで、麻雀のイメージ向上につながると思っていますので、それだけでも業界全体としてはありがたいと思っています。

— 当会に将棋と囲碁の同好会はありますが、麻雀はないので同好会も立ち上げたいですね。

ぜひ。

プロフィール こばやし・ごう

1976年2月生まれ。東京都八王子市出身。東京理科大学入学後、プロ雀士を目指し、日本麻雀最高位戦(当時)に入会する。その後、麻雀連合(当時)に移籍する。現在、麻将連合の認定プロ。2003年、第3回野口恭一郎賞を受賞。2004年から2013年の間連続して麻将連合の将王決定戦に出場し、第3・7・9期将王を獲得。そのほかの主な獲得タイトルとして、第1・2期天鳳名人位などが挙げられる。

公開学習会

「婚姻の平等を目指して～憲法・民法から考える同性カップルの結婚～」

実施報告

性の平等に関する委員会委員 金城 美江 (67期)

1 本公開学習会について

2018年3月8日、弁護士会館にて、性の平等に関する委員会セクシュアル・マイノリティ・プロジェクトチームの主催により、掲題の公開学習会が開催された。

世界的潮流として同性カップルの婚姻が認められつつあるにもかかわらず、日本では法律婚は異性間に限られている。本公開学習会では、このような日本社会における同性カップルの苦悩や、憲法及び民法の観点から同性カップルが法律婚から排除されていることの法的問題点を整理し、同性カップルの婚姻について改めて検討することを目的としたものである。

パネリストとして、同性パートナーとの共同生活を営む七崎良輔氏、鳩貝啓美氏及びそのパートナーの河智志乃氏、上智大学法科大学院教授（憲法）の巻美矢紀氏並びに立命館大学法学部教授（民法）の二宮周平氏の5名をお招きした。当日の参加者は会社員や学生などの一般の方を中心に105名という多数に上った。

2 シンポジウムの概要

冒頭、当委員会の寺原真希子委員による基調報告が行われ、婚姻制度は時代とともに変容を遂げる側面を踏まえ、同性カップルを法律婚から排除することは憲法14条の定める法の下での平等に反するのではないかとの問題提起がなされ、これを受けて、当委員会の本多広高委員をコーディネーターとして、上記5名のパネリストによるパネルディスカッションが行われた。

七崎氏は、自らの性的指向について気づいた時とそれを認めた時とで2段階の心の葛藤があったことや、同性パートナーとの婚姻届の不受理、公正証書の作成、結婚式実施までの長い道のりを述べた。

鳩貝氏と河智氏も、公的機関や職場において配偶者と扱われない不利益、災害時の不安、住宅や相続の問題など同性パートナーと共同生活を送る上で抱えている具体的なな



都合を紹介した。

巻氏は、憲法24条はその成立経緯から同性カップルの婚姻を禁止していないこと、パートナーの選択は婚姻の自由の中核であり、性的指向のみを理由にそのような婚姻の自由の中核を奪うことは、自由権の侵害及び平等原則の違反の両者に該当し、救済されるべきであると述べた。

二宮氏は、現在では婚姻の意義は個人の幸福追求にあり臨終婚などの生殖を目的としない異性間カップルの婚姻も有効であることから、生殖の問題は同性カップルに婚姻制度を否定する理由とはならないとして、導入した場合の民法の具体的な文言の修正方法や、現状の異性間カップルの生殖補助医療でも抱えている問題点を紹介した。

また、七崎氏が抱えていた同性カップルが「ないものにされている（想定されていない）感」について、巻氏からそれがまさにスティグマ（劣等の烙印の押し付け）を与える差別であり、婚姻には承認という側面とあらゆる制度的な利益が結びついていることが指摘されるなど、同性カップルの悩みに法律学の専門家が分析を加え、発展的な議論がなされた。

3 総括

本稿では一部しかご紹介できなかったが、パネリストの方々からは自らの経験や法律学に裏打ちされた様々な意見が出され、充実した議論が展開された。アンケートでも同性カップルの婚姻の実現に向けた取組みを期待する声が多く、当委員会としても引き続き取り組みたい。

「成年後見実務の運用と諸問題」

平成29年12月18日、弁護士会館講堂クレオにて、東京家庭裁判所後見センターの日景聡裁判官、村井みわ子裁判官、小西俊輔裁判官をお招きし、東京三弁護士会主催「成年後見実務の運用と諸問題」と題した研修会が実施された。

本研修会は、東京三弁護士会の会員から予め寄せられた質問事項に回答いただく形式で行われ、加えて、平成30年1月1日より専門職後見人等が届け出た印鑑に関する書記官名の証明書を交付する運用が開始されることに伴い、印鑑届の書式、申請方法及び利用場面等について説明していただいた。

講演内容は充実したものであり、今後の成年後見業務を行う上で役立つ重要な事項に関する知識を修得することができ、大変有意義なものだったが、今回の研修会に参加できなかった会員の方々にも情報を提供し、今後の成年後見業務に役立てていただきたく、LIBRAへ掲載する運びとなった次第である。

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会

後見センターにおける後見開始等に関する最新のデータ

1 後見開始等事件の終局件数

成年後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任について、平成29年1月から11月までの間における東京家裁本庁の終局件数は、合計で約3160件であり、内訳は、後見開始が約2500件で全体の約79%、保佐開始が約400件で全体の約13%、補助開始が約120件で全体の約4%、任意後見監督人選任が約110件で全体の約4%となっている。うち認容されたものは合計3000件強となっており、全体で約96%を占めている。

2 開始等事件の終局までの審理期間

平成28年1月から12月までの東京家裁本庁及び立川支部の終局までの審理期間は、1か月以内に終局したものが62.4%（昨年56.4%）、3か月以内に終局したものが92.5%（昨年91.8%）、6か月以内に終局したものが98.7%（昨年とほぼ同じ）となっている。

3 開始等事件における後見人等に占める弁護士の割合

平成28年1月から12月までに東京家裁本庁及び立川支部において開始された後見等事件において選任された後見人等のうち、親族後見人の割合は32.4%（昨年35.9%）、弁護士後見人の割合は21.2%（昨年16.8%）、司法書士後見人の割合は30.3%（昨年32.8%）、社会福祉士後見人の割合は8.4%（昨年7.6%）となっている。

申立てから開始まで

1 後見人が本人の代理人としてその親族につき後見を申し立てることの可否

例えば、夫につき既に後見が開始され、専門職後見人が選任されている場合において、妻についても判断能力の低下が認められた場合に、夫の後見人が夫を代理して、妻につき後見申立てをすることができるか。

この点については、別冊判例タイムズ「後見の実務」36号21頁に記載があるが、後見センターは、設問のような申立てはすることができないと解している。後見人が代理権を有する「本人の財産に関する法律行為」（民法859条1項）に、親族についての後見開始審判申立行為が含まれるかどうか疑義があるため、というのがその理由である。したがって、設問のような申立てがされた場合、裁判所は申立ての取下げを促している。

そこで、これに代わる申立方法・代替手段を提案させていただくと、まず、他に申立権を有する親族がいれば、その親族に申立てを促していただきたい。また、申立てができる親族がないというケースでは、本人申立てを検討していただきたい。後見の本人申立ては認められないと考えている専門職もおられると聞いているが、本人が後見相当であっても、手続行為能力は認められており（家事事件手続法118条1号）、意思能力がある限り申立ては可能である。

したがって、設問でいえば、本人である夫の後見人弁護士が妻を事実上援助して、妻を申立人兼本人とする後見開始申立てをするか、あるいは妻から委任を受けて妻の手続代理人弁護士として後見開始申立てをするということが考えられる。ただし、妻に意思能

力がないと判断される場合には、妻本人による申立てという形を取ることはできないため、その場合は、首長申立てを検討していただくを得ない（老人福祉法32条、知的障害者福祉法28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51条の11の2ほか）。

2 対立親族が本人を囲い込んでいる場合における 手続

本人の子らの間で本人の財産をめぐる対立があり、子らの1人が後見申立てをしたところ、本人につき鑑定を実施することになった。

ところが、申立人以外の子が本人を連れ去って囲い込み、後見開始を拒否し、鑑定も拒否する旨の本人直筆の手紙を裁判所へ提出するなどし、鑑定医による往診も拒絶する姿勢を示している。

このような事例の場合、裁判所としてはどのような対応をとることになるのか。

設問のような親族によるいわゆる囲い込み事案では、当該親族が後見制度についての理解不足や誤解などに基ついて、後見開始や鑑定を拒否していることも多い。そのため、まずは家庭裁判所調査官による親族調査を行い、その親族の意向等を確認する中で、中立の立場で制度や手続に関する説明を行いつつ、鑑定への協力を求めている。ほとんどのケースでは、この段階で鑑定を実施することができている。

親族調査によっても鑑定実施への協力が得られず、その協力がなければ事実上鑑定を実施することが不可能という場合には、調査官が本人調査のために本人のもとを訪れ、本人の制度利用についての意向や鑑定を受けることについての意向を聴取するとともに、本人の生活状況について確認をすることもある。また、審問期日を指定して当該親族を呼び出し、裁判官が当該親族に対する審問を実施する中で、制度利用についての理解を求めるともある。

3 法定後見と任意後見の競合において前者が優先する場合の判断と手続

任意後見監督人選任の申立てが先行しても、監督人の選任がされないまま、裁判所の判断により法定後見が開始されることがあるが、どのような事案につき、どのような事情の下で、そのような判断がされる場合があるのか。

また、そのような事案では、どのような手続がとられた上で法定後見が開始されることになるのか。

任意後見監督人選任申立てがあっても、家庭裁判

所調査官による本人調査において、本人が任意後見契約の発効に同意しなかったという事案では、任意後見監督人を選任できないことになるが（任意後見契約に関する法律4条3項参照）、本人保護の観点から本人のために後見等の手続をとる必要があると思われる場合には、申立人に対し、任意後見監督人選任の申立ての取下げを促すとともに、法定後見開始の申立ての検討を促している。これにより申立てがあり、法定後見を開始する要件を充たすものと判断されれば、法定後見を開始することになる。ただし、本人が明らかに事理弁識能力を欠いており、その意味を理解しないまま同意しない旨を述べているような場合は、「本人がその意思を表示することができないとき」（同項ただし書）に該当するものとして、本人の同意なしで任意後見監督人を選任することがある。本人が同意していないという一事をもって任意後見監督人選任申立ての取下げを促しているわけではないので、その点にご注意いただきたい。

また、任意後見契約上の代理権の範囲が狭すぎて任意後見人が必要な事務を行えない場合、あるいは申立ての目的とされている必要な法律行為が任意後見契約上の代理行為に含まれていない場合で、本人が新たに任意後見契約を締結することもできないという事案において、本人保護の観点から本人のために後見等の手続をとる必要があると思われる場合は、申立人に対し、法定後見を開始しなければ本人保護が図れないおそれがある旨を説明して、同申立ての取下げの検討を促している。これにより申立てがあり、法定後見を開始する要件を充たすものと判断されれば、法定後見を開始することになる。

4 法定後見と任意後見の競合における任意後見契約の効力に関する判断

親族申立てにより法定後見開始申立てが先行し、その親族から本人は後見相当である旨の診断書が提出されたが、申立てを知った別の親族が本人との間で任意後見契約を締結した上で、任意後見監督人選任申立てをすることにより、申立てが競合する場合がある。

その場合、任意後見契約締結時点における本人の判断能力は、一般的にどのような方法で把握され、判断においてどのように考慮されるのか。

任意後見契約締結時点における本人の判断能力は、一般的に診断書や鑑定結果の内容・時期などから推認している。

ただし、契約締結時点において「本人が後見相当

であったこと」が明らかになったとしても、そのことだけで直ちに当該任意後見契約を無効と判断できるケースは乏しいと思われる。「後見相当」といってもその幅は広く、任意後見契約の意味を理解した上で締結しているケースもあると思われるし、公証人もそのように判断した上で公正証書を作成したことが推認されるからである。

そもそも任意後見契約締結当時、本人の判断能力が後見相当と診断される程度まで低下していたことは、法定後見を優先させる方向に働く事情ではあるが、これのみをもって直ちに法定後見を優先させるべきという結論に至らせる決定的な事情とまではいえないと考えている。つまり、任意後見契約締結時における本人の判断能力は、任意後見契約の内容、受任者の適格性、任意後見契約締結の経緯など他の事情との関係を踏まえて、相対的な観点から考慮されるものであり、他の事情を踏まえれば、本人が契約内容を十分に理解した上で自発的に契約を締結したと評価されることが必要な事案であるにもかかわらず、本人の判断能力からすると本人の理解・自発性に疑義があるという場合には、本人の自己決定権を尊重するという任意後見優先の趣旨が後退して、任意後見ではなく法定後見を開始することになるものと思われる。

例えば、任意後見契約の内容が受任者に対して広範かつ網羅的な代理権を与えているケースにおいては、限定的な代理権が挙げられているケースよりも、本人が代理権の内容を十分に理解した上で契約締結したか否かが重視されることになり、本人の判断能力低下の程度によっては、法定後見を優先すべき方向に傾きやすくなる。また、任意後見受任者が本人の利益を害する行為に及んだことがあるという事情があるなど受任者の適格性に疑問があるケースにおいては、本人が受任者の適格性を含めて契約内容について慎重に検討し、十分に理解した上で自発的に任意後見契約を締結したか否かが重視されることになるが、これに疑義が生じる程度に本人の判断能力が低下していたという場合には、法定後見を開始することが多いと思われる。

5 自薦候補者の選任に関する判断

親族間紛争がある場合は、申立人が特定の弁護士を後見人候補者として挙げたとしても、当該弁護士は後見人に選任されないことがあるが、そのような事情の下でも当該弁護士が選任されるのはどのような場合か。

類型が保佐や補助であって、当該弁護士と本人との信頼関係が強い場合（例えば、当該弁護士が長期間

にわたって本人の顧問を務めていた場合など）はどうか。

親族間紛争があっても、親族照会等の結果、申立人以外の親族が自薦候補者である当該弁護士が後見人等に選任されることに同意すれば、当該弁護士を選任することになるので、本問では、申立人以外の親族が当該弁護士を後見人等に選任することに反対しているケースを前提に説明させていただく。また、後見人等として誰を選任するかは事案に応じて担当裁判官が個別に判断するものであるから、あくまで一般論であることにご留意いただきたい。

(1) 後見類型

まず後見類型については、親族間紛争があって、申立人と対立する親族が自薦された当該弁護士の選任に反対している場合において、あえて当該弁護士を選任するケースというのは、ほぼ考えられない。当該弁護士を選任しても、対立親族が後見人による後見事務に協力しない可能性が高いのみならず、裁判所の中立性にも疑義を抱かれるおそれがあるため、通常、第三者弁護士を選任していると思われる。あえていうなら、親族間紛争の程度が小さく、親族の反対も強いものとはいえ、かつ、本人の利益のために当該弁護士を選任する必要性が高いという場合には、当該弁護士を選任することも考えられないことはない。しかしながら、親族間の紛争性の程度は分かりにくいところもあり、対立親族が抵抗するリスクを踏まえてもなお当該弁護士を選任する必要性が高いケースというのもあまり想定できないため、通常は、親族間紛争があれば、自薦された弁護士を選任せずに第三者弁護士を選任していると思われる。

(2) 保佐類型

次に保佐類型については、他の親族が反対していても、設問の例のように本人と当該弁護士との信頼関係が強いことから、本人が当該弁護士が保佐人に選任されることを強く希望しており、当該弁護士でなければ保佐開始や代理権付与に反対するなど第三者保佐人では実質的な援助が期待できないという場合には、当該弁護士を選任することもある。ただし、親族間紛争の程度、対立親族が述べる反対理由、本人と当該弁護士との関係性なども総合考慮した上での個別判断となる。

(3) 補助類型

最後に補助類型については、基本的には本人の意見を重視しているため、他の親族が反対していても、本人が当該弁護士が補助人に選任されることを希望する場合には、第三者補助人でなければ開始後の補助業務に支障が生じる程度に親族間紛争が深刻であるな

どの事情がない限り、当該弁護士を選任することが多いと思われる。

6 監督人の選任に関する判断

後見事件について、資産が高額であることを理由に監督人を選任する基準について、弁護士、司法書士、社会福祉士及び親族後見人で違いはあるか。違いがある場合、具体的な基準はどのようなものか。

資産が高額であることを理由とした監督人の選任については、後見人が親族又は非専門職（名簿非登載者）である場合と、後見人が専門職（名簿登載者）である場合とで違いがある。

(1) 親族又は非専門職が後見人の場合

管理財産のうち流動資産が1000万円以上あるが、後見制度支援信託の利用がないか信託利用に適さないという事情がある場合には、原則として後見監督人を選任している。この基準については、後見サイト、後見センターレポート、親族後見人等向けに配布しているハンドブックにも記載があり、公表しているところである。

(2) 専門職である弁護士・司法書士・社会福祉士が後見人の場合

親族後見人や非専門職後見人と異なり、専門職後見人は、所属する専門職団体において研修を受けたり、所属する専門職団体から事実上の監督を受けたりしているため、この点を考慮して、流動資産が1000万円以上ある場合であっても直ちに監督人を選任する運用はしていない。専門職後見人については、管理財産のうち流動資産が1000万円を超えて相当程度高額に至っているケースにおいて、後見人の職種や財産内容、事案等を踏まえて、裁判官が必要と判断した場合に監督人を選任している状況である。内部的には、専門職の職種ごとに監督人選任のための一応の目安はあるものの、その公表はしていないのでご理解いただきたい。

7 開始審判前の保全処分申立てにおける留意点

開始審判前の保全処分（財産管理者の選任、後見等命令）は、どのようなケースで実際に発令されているか。また、申立てに際してどのような点に留意すべきか。

(1) 発令事例について

ア 財産管理者の選任

開始審判前の保全処分としての財産管理者の選任は、本人、親族又は第三者が本人財産を管理している現状のまま開始審判の確定を待っていたのでは、本人の生命・身体や財産に損害が生

ずるおそれがある場合に、発令されている。

具体的には、①第三者・親族等が本人の判断能力低下に乗じて低廉な価格で本人所有不動産を取得・処分しているような場合、②本人財産を管理している親族等が本人財産を費消したり、不自然に預貯金を払い戻したりしている場合、などが挙げられる。

イ 後見等命令

財産管理者が選任されていても、本人の財産処分権は影響を受けないため、本人が自ら不当な財産処分行為に及ぶおそれがある場合には、財産管理者の選任に加えて後見等命令を発令することがある。

具体的には、①第三者・親族等が本人の判断能力低下に乗じて低廉な価格で本人所有不動産を取得・処分しようと本人に接触していて、これに応じる形で本人が自ら不動産等を処分するおそれがある場合、②判断能力が低下している本人が自身には何ら利益がないにもかかわらず、第三者や親族らに預貯金・現金などを贈与している場合、などが挙げられる。

ウ 関係人に対する事項指示

条文上、事件の関係人に対し、本人の生活、療養看護もしくは財産の管理に関する事項を指示する発令も可能であるが（家事事件手続法126条1項ほか）、発令しても勧告的効力を有するにすぎず強制力もないため、発令例はほとんどない。この発令を求める場合には、必要性についてよく検討した上で申立てをしていただきたい。

(2) 申立てに際しての留意点

開始審判前の保全処分を発令するためには、①開始審判事件の申立てがなされていること、②開始審判認容の蓋然性があること、③保全の必要性があること、という3つの要件が必要である。

そのため、申立てをする際には、これらの要件を満たしているか、これに関する説明や疎明ができているかを確認していただきたい。

特に③保全の必要性については、財産管理者の選任を求める場合には、さらに(1)アで述べたような本人の財産等に損害が生ずるおそれがあることについて、具体的な事実を示して説明をしていただきたい。また、財産管理者の選任だけでなく後見等命令の発令も求める場合には、さらに本人が自ら不当な財産処分行為に及ぶ恐れがあることについての具体的な説明も必要になる。このような説明がない場合や、財産を管理す

る人がいないといった抽象的な説明しかない場合には、保全の必要性を認めることが難しいとして、取下げを勧告するケースもあるので、注意していただきたい。

なお、後見センターでは、親族間紛争もなく鑑定を実施する必要もなければ、申立後速やかに本案である後見等開始審判をしている。そのため、保全の必要性が一応あるけれども、開始審判確定までの2週間程度であれば問題がないといったケースについては、保全の申立てをしないということも考えられるし、また、裁判所から鑑定実施を伝えられ、あるいは即時抗告がされたことにより、開始審判確定までに相当期間を要することが判明した時点で、保全処分の申立てを検討するという方法も考えられるので、参考にしていきたい。

後見事務 (後見制度支援信託を含む。)

1 初回報告における年間収支予定表及び財産目録の記載

民法853条1項が1か月以内に財産調査を終えて財産目録を作成しなければならないとしていることとの関係で、初回報告における財産目録には、どの程度の正確性が要求されるか。株式の配当金など、年によって金額が異なる収入がある場合、初回報告における年間収支予定表にはどの程度具体的な記載をすればよいか。例えば、過去の実績に基づいて配当金の予想額を算出する必要はあるか。

後見人には、選任後速やかに、本人の財産を調査し、目録を作成してその内容を把握するとともに、本人の財産内容や身上監護状況を踏まえ、年間の支出額を予定することが求められている。一方、裁判所は、後見監督の一環として、後見人が作成した財産目録及び年間収支予定表の提出を求めているのであるが、その提出期限は、原則として選任から2か月以内としている。そのため、初回報告として裁判所に提出する財産目録の正確性については、民法853条1項所定の1か月という期間ではなく、初回報告の提出期限を踏まえた2か月という期間を前提として考えていただきたい。

初回報告における財産目録に求められる正確性の程度については、財産ごとに、その後の後見事務における位置付けや、財産調査の難易等によって異なるものと思われる。例えば、預貯金については、今後の本人の生活設計の基礎となるものであって、通常であればその存否ないし額の調査に困難性を伴うことが少ない上、

裁判所の後見監督においても預貯金の存否ないし額の増減の把握に重点が置かれることとなるため、初回報告までに必要な調査を尽くし、可能な限り、通帳の写しや残高証明等の裏付けに基づく正確な報告をいただきたい。初回報告後に高額な預貯金の存在が判明した場合は、定期報告を待たずに裁判所にご報告をいただきたい。これに対し、有価証券や保険等の財産については、直ちに本人の生活設計の基礎となることは少ない上、その存否や裏付けの収集にも相応の時間を要することがあることから、預貯金と比較すれば、初回報告における正確性の要請は小さくなるものと思われる。

年間収支予定は、その時点で把握されている財産の内容に基づいて作成するものであるところ、前述のとおり、初回報告時点では財産の存否ないし内容に関する裏付けがない場合もあることに鑑みれば、年間収支予定表の記載内容は、ある程度抽象的なものとならざるを得ない場合もあると思われる。また、年間収支予定表の作成は、その後の財産管理の方針を立てるためのものであることを併せ考えると、収支の項目としてどのような項目が挙げられるかについては可能な限り把握し、正確に記載していただく必要があるが、それぞれの項目における金額については、もともと正確に見通すことが困難な場合も多いと思われるので、概算額を記載する程度にならざるを得ないことも多いと思われる。したがって、設例にあるような配当金については、例えば前年1年間の実績に基づく概算額を記載することで足り、過去の実績に基づいて配当金の正確な予想額を算出する必要はない。

2 定期報告における定期預金の残高証明書の提出の要否

定期預金は解約しない限り記帳されないとされるが、後見センターが、定期報告に際し、通帳の写しに加えて報告期間の末日時点における定期預金の残高証明書の提出を求めているのはなぜか。また、以下のような場合においても、残高証明書の提出を要するか。

- (1) 報告期間内(1年以内)に通帳が繰り越され、繰越前の通帳と併せて、繰越後の通帳(繰越時の定期預金が所定欄に記載されているもの)を提出する場合
- (2) インターネットバンキングを利用している場合において、報告期間の末日時点における定期預金残高が表示された画面をプリントアウトして提出する場合

定期預金は解約しない限り記帳がされないというのはそのとおりだと思われるが、後見監督を行う裁判所としては、報告期間末日時点における定期預金の有

無ないし額を確実に把握する必要があるところ、裁判所としては、提出された通帳の写しが報告期間末日以降に作成されたものであるかが判断できず、提出された通帳の写しだけでは、報告期間末日時点における定期預金の有無ないし額について確実に把握することができない。そのため、後見監督の必要上、また不正防止策の一環として、定期預金につき残高証明書の提出を求めているので、ご理解をいただきたい。

小問(1)の場合は、通帳の繰越時点を最終記帳日と見ることができるから、それが1年以内ということであれば、原則として残高証明書の提出は不要である。ただし、残高証明書の提出を求めるか否かは事案に応じた裁判官ごとの判断であるため、事案によっては、通帳が繰り越された時期や当該定期預金の金額などを踏まえて、残高証明書の提出を求めることもあるので、その際にご協力いただきたい。

小問(2)については、プリントアウトされたインターネットバンキング上の画面から報告期間末日時点における定期預金の存続と残高金額が確認できる場合には、残高証明書の提出は不要である。

3 居住用不動産処分許可申立てにおける固定資産評価証明書の提出

居住用不動産処分許可申立てに際し、当該不動産の固定資産評価証明書の提出を求められた事案と求められなかった事案がある。固定資産評価証明書は、必ず提出しなければならないものか。そうでないとなれば、どのような場合に提出を要するのか。

裁判所が居住用不動産の売却処分の許否を判断する際には、その価格が相当なものか否かについても審査している。その際に最も有益な資料となるのは査定書であるが、さらに事案ごとの必要性に応じて、固定資産評価証明書の提出を求めることもある。

固定資産評価証明書は、査定書等と同様に不動産の価格を示す客観的資料であるが、不動産の取引価格は、一般的に固定資産評価額よりも高くなることから、提出された査定書の信頼性が高いものと判断され、その査定額と近似した額による売却が予定されている場合には、固定資産評価証明書の提出を求めないことが多いものと思われる。

他方で、特殊な事情のある不動産につき、査定額が極めて低額となり、その額で売却することが予定されている場合や、査定額を相当下回る価格による売却が予定されているような場合には、そのような価格で売却することの合理的な説明と併せて、そのような特

殊な事情を考慮しない場合の当該不動産の客観的な価格はいくらかを判断するための資料として、固定資産評価証明書の提出を求めることがあるので、その際にご協力いただきたい。

4 本人との面会の頻度に関する判断

後見人が本人と面会する頻度について、例えば、親族が頻繁に施設入所中の本人の下に面会に訪れており、その親族から本人の健康状態その他近況を知らせてもらえる場合には年1回とし、施設入所中でも天涯孤独の本人については年4回とするなど、本人の状況によって面会の頻度を変えることに問題はないか。

本人との面会のあり方については、日々の後見業務を行うなかで非常に迷われるところもあると思われる。もっとも、本人との面会の頻度は、後見人が判断すべき事柄であり、裁判所が具体的に判断できるものではないので、ここでは、本人との面会のあり方に関する一般論として説明させていただく。

一般的にいえば、身上監護に当たっては本人が置かれている環境等を本人の福祉に資するように調整することが必要となるところ、本人の心身の状況や居住環境等を具体的に確認することによって、例えば、本人の心身の状況の変化が確認できれば、居住環境を変えたり、介護サービス等の変更を考えたりすることにつながるし、本人の心身の状況に変化がない場合でも、介護サービス等の履行状況に問題があることが確認できれば、その是正を求めることにつながり、結果的に本人の福祉の向上を図ることができる。このように考えると、本人との面会の在り方は、本人の心身の状況(後見相当か保佐相当か補助相当等の種類の違いも含む。)や、居住環境等によって異なってくると思われる。また、面会の目的が飽くまで状況確認であることに鑑みれば、本人と面会する親族等を通じてその状況を的確に確認できるか否かによっても、必要となる面会の頻度は異なってくると思われる。

具体的に述べると、例えば、本人の心身の状況が不安定であり、その変化の程度によって、施設を移転したり介護サービスを追加・変更したりする必要がある場合には、本人の様子を細かく確認する必要があるから、一般的には高い頻度で面会することが求められるように思われる。この場合に、親族や施設が後見事務に協力的であり、それらの報告によって本人の様子を的確に確認できるときは、後見人による面会の頻度が少なくとも直ちに本人保護を阻害するとはいえないが、親族や施設の報告によっても本人の様子を

的確に確認できなかつたり、そもそも報告してくれるような親族がいなかつたりするときは、相対的に面会の頻度を高めることが求められるように思われる。

5 推定相続人の意思確認の要否

後見人が多額の支出をしたり不動産を売却したりする場合、推定相続人の意向を確認することがある。しかし、そもそも推定相続人の同意が要件とされているものではなく、①本人が推定相続人と疎遠である場合もあること、②むしろ反対の意向を示されることで後見事務を進めにくくなる場合があること、③推定相続人の意向確認作業は作業負担が重いことに鑑み、推定相続人の意向を確認することなく、又はその意向に背いて、後見人の判断で後見事務を遂行することに問題はないか。

推定相続人の意向確認の是非や、その同意を得るか否かの判断は、もっぱら後見人の裁量に委ねられるべき事項であり、それが本人の利益保護に資するか否かという観点から要否を判断していただければ足りる。その際の考慮要素として、例えば、推定相続人が本人の身上監護のキーパーソンである場合には、良好な関係性を保つことが本人の利益保護につながるが多いと思われるし、本人財産がいずれ相続財産となるものであることに鑑みると、本人財産の支出に当たり推定相続人から事実上の同意を得ておいた方が、後日のトラブル防止、ひいては本人の利益保護のために効果的な場合もあると考えられる。

このような観点から設問に関して申し上げると、本人と推定相続人との関係が疎遠である場合は、本人の利益保護という観点からは、推定相続人の意向を確認することが相当な場合はさほど多くないと思われる。また、後見事務の円滑な遂行のためには、推定相続人の意向を確認する場合であっても、最終的には後見人が判断する事項であり、必ずしも推定相続人の意向に従うものではないことをあらかじめ念押ししておくことが相当な場合もあると思われる。一方で、本人の利益保護の観点から推定相続人の意向を確認することが相当と判断される事案においては、作業負担の重さから意向確認を省略すると、後見人が後日のトラブルに巻き込まれるおそれもあるので、慎重な判断が望ましい。

6 信託利用の適否の判断における遺言書の位置付け

例えば、「長男にはA銀行の預金、二男にはB銀行

の預金、三男にはC証券の株式をそれぞれ相続させる」などと、相続人に相続させる財産を具体的に指定した遺言書の存在及び内容が明らかである場合、信託利用の適否の検討においてどのように考慮すべきか。

本人の財産に関する遺言が存在したとしても、本人の存命中に後見人が本人の利益のために行う財産処分を妨げるものとは解されず、遺言の存在は、基本的には信託利用の妨げにならないものと解される。ただし、設問のような特定の預貯金を特定者に相続させる内容の遺言の存在が明らかになっている場合には、信託後見人がこれを解約して信託を利用することでその遺言の内容を実現することができなくなり、本人意思に抵触するおそれがあることに加えて、親族との紛争が生じるおそれもあることから、遺言の名宛人となった推定相続人が当該預貯金を信託財産とすることに同意しているような場合を除き、信託には適さないと判断がされることが多いと考えられる。

なお、遺言が存在することが明らかであっても、これを知る関係者が開示しないためにその内容が不明であるような場合には、信託後見人がその内容を積極的に調査する必要はないし、内容不明であるという一事をもって信託不適と判断することも相当ではないので、留意されたい。

7 信託利用の適否の判断における有価証券の位置付け

親族後見人が1000万円を超える預貯金を管理しているが、それ以外に評価額が1000万円を超える有価証券も管理している場合、従前の本人の意思を尊重し、又は配当金収入のメリットを考慮して、その有価証券を保有したまま、預貯金についてのみ信託を利用することが可能か。このような場合において、信託を利用するには、その有価証券を売却しなければならないか。

信託は不正防止手段であるから、信託利用後に後見人の管理する流動資産が多額とならないことを前提としている。その場合の流動資産には、現預金のみならず換価が容易な有価証券も含まれるが、信託の対象となるのは預貯金を解約し、又は払い戻した後の現金のみであって、有価証券は信託の対象とならない。そのため、信託利用後も後見人が高額の有価証券をそのまま管理することとなる場合は、後見人の手元になお多額の流動資産が残ることとなり、信託の目的が達成できないことになる。

そのようなことから、設問の事案のように、親族後見人が本人の意思や配当金収入のメリットを考慮して、

有価証券をそのまま保有したいとの意向を示している場合は、預貯金についても信託の利用を求めることなく、監督人を選任することが多いと思われる。仮に、有価証券を保有したまま預貯金の一部のみ信託したいとの意向を示されたとしても、前述のとおり信託の目的が達成できないため、これに応じることは困難であると思われる。

なお、設問の事案において、親族後見人が有価証券を売却した上で信託を利用したいとの意向を示した場合は、これに応じているが、裁判所の方から、親族後見人に信託を利用させるために有価証券の売却を求めることはない。

8 信託後見人が前提事務の処理を行うべきか否かの判断

後見センターの「信託後見人の職務について」は、信託後見人に対し、前提事務（保険金請求、不動産任意売却、遺産分割協議等）を処理する必要がある場合はそれを終えた後に信託財産額を設定するよう求めているが、具体的事案について後見センターに相談すると、それらの前提事務は信託利用後に親族後見人が処理する（その後必要があれば親族後見人が追加信託する）という前提で信託利用の適否を検討するよう指示されることがある。信託後見人が前提事務を行うべきと判断される事案と、そうでない事案との区別は何か。

まず、信託後見人を選任した段階で、信託契約の締結の前提となり得る事務の存在が記録上明らかとなっている場合であっても、その全てについて信託後見人に処理を委ねるものではなく、前提事務の内容ないし進捗状況、親族後見人の意向等を踏まえて、前提事務の処理を信託後見人に委ねるべきかどうかを判断している。例えば、遺産分割を目的とした後見開始申立てであっても、既に相続人間で法定相続分により分割することにつき事実上の合意ができており、それにより本人が遺産を取得しても追加信託までは要しないと思われる場合は、遺産分割は親族後見人ないし特別代理人の処理に委ね、信託後見人には、近い将来に遺産を取得することを前提に手元金を設定するなどした上で、現状の現預金のみを前提に信託の検討を求めることがある。また、同じく遺産分割を目的とした後見開始申立てであっても、親族後見人が専門職による処理を望まず、親族間の問題なので自ら時間をかけて調整をしたいとの意向を示しており、遺産の内容からしても必ずしも専門職の関与を要しないと判断

された場合は、遺産分割は親族後見人ないしは特別代理人の処理に委ね、分割後に必要に応じて追加信託の検討を求める前提で、信託後見人には現状の現預金のみを前提に信託の検討を求めることがある。

また、信託後見人を選任した時点では前提事務の存在が明らかになっておらず、その後の信託検討の過程でその存在が明らかになったような場合も、その全てについて信託後見人に処理を委ねているわけではなく、同様に、前提事務の内容、それが本人財産に与える影響の大きさ、親族後見人の意向等を踏まえて、前提事務の処理を信託後見人に委ねるべきかどうかを判断している。

親族後見人は、信託後見人が前提事務を処理した場合に付加報酬が発生することを認識していないことも多く、報酬の支払をめぐってトラブルとなることもある。信託後見人は、選任後に前提事務の存在を把握した場合のみならず、記録上前提事務の存在が明らかである場合であっても、それを自ら処理すべきか否かについて迷いが生じた場合は、裁判所に照会していただきたい。

9 専門職による信託利用と報酬

いわゆる資産高額事案においては、専門職後見人に対して信託希望確認がされ、信託の利用を希望しない場合は後見監督人が選任されるのが一般的であろうと思われるが、後見監督人が選任された場合、後見人の報酬額はどのような影響を受けるのか。また、後見人が信託の利用を希望した場合と、後見監督人が選任された場合とで、報酬額に差異は生じるのか。

資産高額事案において専門職後見人について後見監督人が選任された場合、基本報酬については、従前後見人1人に付与されていた額を、後見人と監督人とで分け合う形となるため、後見人の基本報酬額は減額されることになる。これは、この運用が専門職後見人による不正事案の発生を契機として開始されたものであり、この運用を開始したことで本人財産への負担を増加させることは相当でないとの判断によるものである。

後見人が信託の利用を希望した場合も、後見監督人が選任された場合と同様に基本報酬額は減額されることになるが、信託の利用も監督人の選任も同じ目的によるものであることから、減額後の基本報酬額は「概ね同程度」となることが想定されている。両者の報酬額に関するこれ以上の具体的な説明については、差し控えさせていただきたい。

10 専門職後見人に監督人が選任された場合における定期報告

弁護士後見人につき、資産高額であることを理由として監督人が選任された場合、裁判所への定期報告における報告期間や指定月はどのように変わるのか。また、それぞれ報酬付与申立てをするに際し、どのような資料を提出すればよいのか。

専門職後見人に監督人が選任された場合、指定月及び報告期限は1か月後にずれるが、報告期間（締め日）は異なる。例えば、指定月が7月であり、6月末日締めの後見等事務報告書を8月15日までに提出することとなっていた事案において、監督人が選任された場合、報告期間は6月末日締めで変わらないが、指定月は8月となり、監督人は監督事務報告書を9月15日までに提出することになる。

また、監督人が選任された後の定期報告を兼ねた報酬付与申立てについては、後見人が監督人を通じて申し立てるなどして、できる限り同時に申立てをしていただきたい。その場合の提出書類として、報酬付与申立書、報酬付与申立事情説明書及び付加報酬を求める場合の裏付資料は、後見人、監督人のそれぞれに提出していただく必要があるが、付加報酬を求める場合の裏付資料が共通する場合は、いずれか一方に提出していただければ足りる。

財産目録及び通帳写し等の裏付資料については、既に監督人が後見人から提出を受けて確認しているはずであるので、裁判所に対しては、監督人から財産目録を提出していただければ足り、後見人からは財産目録を提出していただく必要はないし、その裏付資料については、後見人、監督人のいずれも提出する必要はない。

死後事務と引き継ぎ

1 死後事務許可申立ての実情

死後事務許可申立ての申立件数、そのうち認容審判がされた割合、申立てから審判までの一般的な所要日数を教えてほしい。

いわゆる円滑化法の施行（平成28年10月）から平成29年6月末までの間の死後事務許可申立ての件数は約290件であるが、そのうち、①死体の火葬等に関する契約の締結の許可申立てと、②債務弁済のための預貯金の払戻しの許可申立てがそれぞれ140件弱に及んでおり、それら以外には、③本人の居室に関する

電気、ガス、水道等供給契約解約の許可申立て、④本人の居室の賃貸借契約解除の許可申立て、⑤本人所有の動産の寄託契約締結の許可申立て等がわずかにみられる程度である。

死体の火葬等に関する契約の締結の許可申立てについては約5%が、債務弁済のための預貯金の払戻しの許可申立てについては約10%が取下げにより終局しているが、それら以外はほとんど全てについて認容審判がされている。

申立てから審判までの所要日数は事案の内容によって異なるが、死体の火葬等に関する契約締結の許可申立ては、相続人が遠隔地にいるため連絡が取れないとか、疎遠であったため関わりを拒んでいるなどの事情の下でされるものであり、性質上急を要するものが多い。そのため、当庁では、申立てを許可することにつき特段問題がないと判断される事案であれば、通常は申立てを受理した当日又は翌開庁日には許可審判を行っている。

2 永代供養に関する契約締結の可否

(1) 身寄りがない本人が相応の財産を遺して死亡したが、生前に永代供養を希望していた場合、後見人が家庭裁判所から死後事務の許可を得ることで、永代供養に関する契約を締結し、永代供養費等を支払うことができるのか。

本人が死亡したが、設問のように相続人が存在せず、又は疎遠であるために本人の遺骨を収納した墓地を管理する者がいないなどの理由により、後見人から永代供養に関する契約締結の許可申立てがされることがある。しかしながら、永代供養といった行為の性質や、永代供養料は相応の金額となるのが通常であることからすると、これを直ちに「相続財産の保存に必要な行為」（民法873条の2第3号）に該当すると判断するのは困難というべきである。永代供養については、相続人が存在する以上はその判断に委ね、相続人が関わりを拒む場合は相続財産管理人（民法918条2項）に引き継ぎ、相続人が存在しない場合は相続財産管理人（民法952条1項）に引き継いだ上で、その判断に委ねるのが原則というべきである。

(2) 本人が遺した財産がわずかである場合はどうか。

わずかといても、永代供養がまかなえるぐらいの額はあるという前提となるが、相続人が存在しない中、本人が遺した少額の相続財産の限度で本人のために永代供養を行うような形であれば、これを

「相続財産の保存に必要な行為」と評価する余地もあるものと解されるし、全ての相続人が直接の関わりを拒みつつも、後見人に永代供養を委ねる意思を示しているのであれば、委任に基づく行為としてこれを行う余地もあるものと解される。

3 後見人報酬の支払を受けるための預貯金払戻しの可否

(1) 後見人が付与審判を受けた最終報酬の支払を受けることを目的とした預貯金払戻しにつき、許可審判がされた例はあるか。あるとすれば、どのような事案において許可がされているか。

報酬の支払を受けるための預貯金払戻しが許可された例は、既に複数件存在する。

主に問題となるのは、それが「相続財産の保存に必要な行為」といえるか否かであるが、本人の生前から推定相続人である親族と後見人との関係が険悪であったような事案において、報酬支払がされないままに相続人に預貯金が引き継がれると、後見人と相続人との間に報酬支払をめぐる法的紛争が生じ、遅延損害金の発生等によって相続人が相続によって得られたはずの財産が目減りすることとなるのみならず、相続人には法的紛争に伴う費用の負担も生じるおそれがあるとの理由から、当庁では、かかる事態を避けるための預貯金払戻しについては、「相続財産の保存に必要な行為」とみることができると解している（ただし、そのような事案では、「相続人の意思に反することが明らかなき」との消極的要件の該当性も問題になることがある点に注意を要する）。

また、後見人と相続人との関係に問題がない事案であっても、相続人がいずれも遠隔地にいる上に高齢であるような場合は、相続人に預貯金を引き継いだ上で報酬の支払を受けるにも相当な手間と費用を要することが見込まれることから、かかる事態を防ぐための預貯金払戻しについても、「相続財産の保存に必要な行為」とみる余地があるものと解している。

一方、後見人と相続人との関係に問題はなく、しかも相続人はいずれも近隣地にいるとか高齢とはいえないような事案では、後見人による預貯金払戻しの方法によらずとも預貯金を引き継いだ相続人から報酬が支払われることが見込まれる以上、預貯金払戻しを「相続財産の保存に必要な行為」とみることが困難であるように思われる。

(2) 可否の判断は、申立時点において本人名義の預

貯金口座が凍結されているか否かによって異なるか。

本人名義の預貯金口座が凍結されていなければ、裁判所の許可審判がなくとも、後見終了時の応急処分や、相続人全員のための事務管理を根拠として、預貯金の払戻しをして、そこから報酬を確保することは可能だと思われる。もっとも、預貯金払戻しの許可申立てがあった場合の判断は、申立時点において本人名義の預貯金口座が凍結されているか否かによって異なることはない。

4 相続人への資料の引継ぎ、相続人からの閲覧謄写申請の判断

従前から本人の親族（推定相続人）が後見人に対し、正当な理由なくして攻撃的な態度を示していた事案において、本人が死亡し、後見人が当該親族に対して引継ぎを行う場合、後見人の判断により、財産に関する報告書やその裏付資料のみを引き継ぎ、当該親族への開示は不相当であると判断した資料（当該親族の行動や、それに対する後見人の意見等を記載した報告書等）については引き継がなくてよい。また、当該親族から裁判所に対し、後見人が提出した報告書の全てについて閲覧謄写申請がされた場合、一般的にどのような判断がされているか。

後見人の任務終了に伴い、後見人は相続人に対して管理計算を行う義務を負うが、その内容は、「後見人の在職中に生じた財産の変動を明確にし、現在額を計算すること」をいうものと解されている。かかる管理計算のための書面ないし資料以外に、相続人に対してどのような資料を交付するかは、後見人の判断に委ねられており、裁判所が判断すべきことではない。ただし一般論としては、後見人が相続人との関係で、管理計算に全く関わらない事項に関する資料の引継ぎを強られる立場にあるとは解されない。

後見人が裁判所に提出した報告書の全てについて相続人から閲覧謄写申請がされた場合の判断であるが、これまでは、家事事件記録が原則非公開であることから、相続人が遺産分割協議を行うために必要な資料（例えば、最終の財産目録及びその添付資料）のみを開示することが多かったと思われる。しかし、開示しないことでかえって親族に不信感を抱かせる場合もあると思われたことから、最近では、閲覧謄写申請を受けた裁判官が記録を確認した上で、開示することに特段支障がないと判断したものについては、後見人の意見を聴いた上で開示することもある。ただ、設問のように、親族が従前から、正当な理由なくして後見人に攻撃的

な態度を示していたような事案において、当該親族の行動やそれに対する後見人の意見等を記載した報告書を開示することは、後見人を無用な紛争に巻き込むこととなるおそれがあり、裁判所から開示についての意見を求められた後見人としては不相当との意見を述べるであろうし、裁判所も基本的には後見人の意見を尊重することとなるため、開示しないという判断をすることになると思われる。

5 相続人が複数存在する場合における引継ぎと引継困難な場合の対応

本人死亡後に相続人に相続財産を引き継ぐに際し、相続人が複数存在する場合であっても、他の相続人の意向にかかわらず、相続人のいずれか1人に相続財産を引き継げば足りるか。相続人全員の合意により受領代表者を選任するよう求めても、相続人間の対立が激しいために受領代表者が決まらない場合は、どうすればよいか。

元後見人が相続人のいずれか1人に引継ぎをすると、後に引継ぎを受けなかった相続人からクレームを受けるなどして紛争に巻き込まれるおそれもあることから、相続人調査を行った上で、相続人全員の合意によって受領代表者を選任してもらい、その者に引き継ぐという形をとることが多いようである。

一方、相続人間の対立が激しい事案では、受領代表者の選任を求めても選任できない場合が多いと思われるが、既に財産管理権を失っている元後見人が長期間にわたって相続財産を管理することは相当でないため、そのような場合は相続財産管理人（民法918条2項）の選任申立てを求めており、元後見人をそのまま相続財産管理人に選任することも多い。なお、相続財産管理人申立てが相当な場合としては、①上記のように相続人間の対立が激しく、受領代表者を選任できないような場合、②相続人の一部が行方不明であったり、連絡が取れなかったり、認知症のため判断能力がなかったりする場合、③相続人全員が遠隔地に在住していたり高齢であったりして、元後見人からの引継ぎに協力できず、むしろ元後見人による相続処理を望んでいる場合などが挙げられる。

6 民法918条2項に基づく相続財産管理人の選任

(1) 元後見人が民法918条2項に基づく相続財産管理人選任の申立てをするに際し、戸籍資料や相続財産の裏付資料として、どのような資料の提出を要するか。以前に後見事件において本人の戸籍や不

動産登記事項証明書を提出していた場合であっても、新たに取得して提出する必要があるか。

まず、本人（被相続人）が死亡したことの裏付資料（死亡記載のある除籍謄本、後見登記閉鎖事項証明書等）が必要であるが、これらは既に後見事件において取得しているはずであるから、その写しを提出すれば足りる。また、戸籍資料については、本人につき相続人が存在することの裏付資料となるものであり（相続人が存在しない場合は、民法952条1項に基づく相続財産管理人選任申立てが必要となる。）、元後見人において相続人調査を行ってれば提出は容易と思われるが、後見事件において提出した戸籍の写しを提出すれば足りる場合もあると思われる。相続財産の裏付資料（不動産登記事項証明書等）については、元後見人が申し立てる場合は申立時に提出する必要はないが、その場合は初回報告において提出を求めることになる。

(2) 民法918条2項に基づく相続財産管理人の選任審判においては、手続費用は申立人の負担とする旨の判断がされることが一般であるが、申し立てた元後見人がそのまま相続財産管理人に選任された場合、選任後に相続財産から手続費用の支払を受けることはできるか。

設問のとおり、手続費用は申立人の負担とする旨の判断がされることが一般であるが、相続財産管理人の元後見人に対する支払の是非は、相続財産管理人としての立場において判断していただくことになる。ただし、この場合における元後見人による相続財産管理人選任申立ては、相続人全員のための事務管理とみることができし、その費用を元後見人が自ら負担する理由に乏しいことから、相続財産管理人が有益費とみた上で支払をしている場合が多いものと認識している。

(3) 民法918条2項に基づく相続財産管理人の権限は、民法952条1項に基づく相続財産管理人の権限と同じであると考えてよいか。

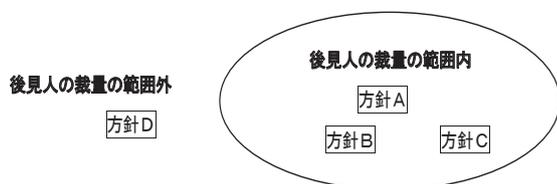
いずれの相続財産管理人の権利義務についても民法27条ないし29条が準用されているため（同法918条3項、953条）、法的には権限は同一であるが、民法918条2項に基づく相続財産管理人は、民法952条1項に基づく相続財産管理人と異なり、相続人の法定代理人として相続財産を現状のまま維持すべき立場にある。そのため、例えば、相続財産に属する不動産が存在する場合、民法952条1項に基づく相続財産管理人であれば、相続財産の清算の

ために権限外行為許可を受けて売却に至るのが通常であるが、民法918条2項に基づく相続財産管理人の場合は、相続人全員が同意しているなど特段の事情がない限り、裁判所が権限外行為許可をすることは困難と思われる。

後見人一般

1 後見人の裁量

- (1) 連絡票を用いて裁判所に照会すると、後見人の裁量判断に委ねる旨の回答を受けることが多いが、その場合、裁判所はどこまで判断し、どの判断を後見人に委ねているのか。



後見人が裁判所に照会する際には、必ず後見人としてどのような方針を採ろうとしているのかを示すようお願いしているところであるが、後見監督機関である裁判所が示された方針について判断するのは、「その事案においてその方針を採ることが、後見人の裁量の範囲内における判断といえるかどうか」ということだけである。この図でいえば、もし後見人が方針Dで進めたいということを示してきたら、裁判所としては、「この事案でそのような方法を採用することは相当でない」と指摘することになると思うが、後見人の示した方針がこの丸の中にあると判断すれば、後見人が示した方針以外に、もっと本人の利益になり得る方法がないかどうかということは検討せず、後見人の裁量判断に委ねる旨を回答することになる。この丸の中で考えられる方針のうちどの方針を選ぶかは、後見人がその裁量に基づき、責任をもって最終的に判断すべきことである。

ただし、後見人の裁量は相当に広いといわれているし、実際のところ、専門職後見人から方針Dが示されるということはほとんどない。ほとんどの専門職は、この丸の中でどの方針が本人の利益となり得るかを合理的に判断した上で、方針を定めていると認識している。

- (2) 後見人の裁量との関係で、裁判所に事前に照会すべき場合、臨時に報告すべき場合、定期報告時

に併せて報告すれば足りる場合の区別については、どのように考えるべきか。

(1)の説明からご理解いただけると思うが、後見人が事前に裁判所に照会することに意味がある場合とは、親族間対立が激しい事案を除けば、自分が立てた方針が後見人の裁量を超えている可能性があるかと判断した事案ぐらいだと思う。しかしながら、専門職が裁判所に事前照会する場合に、後見人としての裁量を超えている可能性があるかと判断している事案などはほとんどないだろうと思われる。事前照会する意義に乏しいものがほとんどではないかと思われる。今後は、以上の説明を踏まえて、裁判所に対する事前照会の要否をご判断いただきたい。

以上のとおり、現在、後見人から事前照会を受けていることの多くは、事後の報告で足りるものであり、しかも、基本的には年1回の定期報告の際に報告していただければ足りることであると考えている。定期報告以外の時期に、臨時に報告していただくべき場合としては、その事実を報告することで裁判所のその後の監督方法等が異なり得られる場合（例えば、流動資産が高額となったため、後見人に対して信託希望確認が行われたり、監督人選任が検討されたりする可能性がある場合）等が挙げられる。

2 後見人等候補者名簿の登載・非登載と専門職・非専門職

今は稀だと思われるが、選任時点で後見人等候補者推薦名簿に登載されていない弁護士を後見人に選任する場合は、一律に非専門職として扱うのか。一方、選任時点では名簿に登載されていたが、後見人任中に名簿登載要件である年齢を超過したために名簿に登載されなくなった場合、その時点で一律に非専門職として扱うのか。それらの運用は、どのような根拠によるのか。

- (1) まず前提として、後見センターでは、専門職団体が作成した後見人等候補者名簿（以下、単に「名簿」という。）の登載者については、一律に「専門職」として扱っている。専門職という概念は、主に不正防止の観点から、裁判所による監督の在り方を定めるに際して用いている概念であって、専門職であるか否かはあくまで内部的な区分けにすぎないのであるが、専門職でなければ、弁護士等の有資格者であっても親族後見人と同一に扱うこととなるため、支援信託の利用や、監督人の選任等に関する運用

等が異なることになる。

- (2) 設問についてみると、名簿非登載の弁護士が手続代理人となり、さらに自身を後見人候補者として後見開始を申し立てる例は時折みられる。そのような場合に当該弁護士を後見人に選任することもあるが、後に名簿に登載されるなどの事情がない限り、その後見人は弁護士であっても非専門職として扱われることになる。一方、選任時点では名簿登載の専門職であっても、後見人在任中に名簿登載要件を失ったことで名簿に登載されなくなった場合は、基本的には後見センターがその事実を把握した時点で、弁護士であっても非専門職として扱うことになる。かかる運用は弁護士に限るものではなく、司法書士など他の専門職についても同様である。
- (3) 後見センターがそのように、名簿の登載・非登載によって運用を異にしているのは、名簿登載者は、所属団体において名簿に登載されるために継続的に必要な研修を受講しており、また、所属団体による事実上の監督の下にあることを重くみていることによるものである。今年3月には、日弁連から各弁護士会に対し、名簿の活用の在り方について家裁に協議の申入れを行うよう要請があり、これを受けて後見センターも東京三弁護士会と協議を行った。また、成年後見制度利用促進基本計画においても、専門職団体に対しては、名簿の整備が求められているとともに、家裁との間で不正防止に向けた緊密な連携が期待されている。このようなことから、今後基本計画に基づく施策が推進されていくに伴い、裁判所はこれまで以上に、専門職団体作成の名簿ないしは名簿登載の有無を重くみていくことになると思われる。

3 後見人解任申立てがされた場合の審理

- (1) 親族から後見人解任申立てがされたが、従前の経緯や申立書の内容からして、申立てに理由がないことは明らかと思われたにもかかわらず、裁判所からは申立人への開示を前提とした反論書の提出を求められた。一般的に、後見人解任申立てがされた場合は、どのような審理を経て判断に至っているのか。

設問のとおり、裁判所からみても、申立時点で判断の方向性がある程度見えているような事案であっても、後見人にはまずは反論を求め、後見人から反論書が提出されたら申立人に再反論の機会を与えた上で判断するという形をとっているのが一般である。

ところが、書記官が専門職後見人に対し、解任申立書を閲覧謄写して反論するよう求めたのに対し、

後見人から、「なぜ、このような明らかに理由のない解任申立てに対して反論しなければならないのか。裁判所の方でさっさと却下してくれればいいではないか。」という反応を示されることがある。従前の後見人からの報告内容や申立書の内容に鑑みれば、そのような反応も理解できるところであるが、裁判所が中立性のみならず中立らしさをも堅持し、双方の言い分を聴いた上で判断を示すことが、その後の円滑な後見事務の遂行につながることもあったと判断した上での上での進行であるので、ご理解をいただきたい。

- (2) 反論に際しては、従前の定期報告の際に提出した資料であっても、改めて提出しなければならないのか。

反論書を提出する際に注意していただきたいのは、解任事件の記録と、ももとの後見事件の記録は別だということである。解任申立てに対する判断は解任事件の記録のみによって行うことになるので、反論の裏付資料は、後見事件の報告の際に提出したものであったとしても、改めて提出し直していただきたい。

なお、反論書の中で、「平成〇年〇月〇日付け後見等事務報告書〇頁参照」というように、後見事件の報告の際に提出した資料を特定して引用する場合は、当該資料を事実の調査の対象とするので、改めて提出し直す必要はない。しかしながら、事実の調査の対象とした書面等は申立人に閲覧謄写の機会を与えることになるため、反論書において資料を引用する場合は、その点に注意していただきたい。

裁判所からのお知らせ

印鑑証明書の交付申請に際しての注意点

平成30年1月1日より専門職後見人等が届け出た印鑑（職印）に関する書記官名の証明書を交付する運用を開始する。そこで、本日は、印鑑証明書の交付申請に際して注意していただきたい点をお伝えしたい。

1 印鑑届及び後見登記事項証明書コピーの提出と一緒に申請を

申請をする際には、印鑑届の提出と3か月以内に発行された後見登記事項証明書のコピーを一緒に提出していただく必要があるため、ご協力をお願いしたい。開始登記が未了の場合や未成年後見の場合には、後見登記事項証明書コピーの提出は不要である。

2 印鑑届は所定の書式を使用して提出を（申請書は適宜の書式で可）

東京家裁後見センターにおいて使用する印鑑届の書式は右下掲載の通りであり、必ずこの書式を使用した印鑑届の提出をお願いしたい。冒頭の事件番号は、追加選任された場合でも常に開始事件番号（一緒に提出していただく後見登記事項証明書に記載されている事件番号）を記載すること、本人と後見人等の各氏名と住所を記載すること、本人と後見人等の種別を○で囲むこと、をお願いしたい。また、□の枠の中には届け出をする印鑑を押印していただくことになるが、その際には、濃くかつ鮮明な印影になるよう注意していただきたい。この印鑑届の写しを作成・添付して証明書を作成することになるため、印影が薄かったり不明瞭だったりして証明書の作成に支障が生じるような場合には、印鑑届の出し直しをお願いせざるを得なくなることから、印影については鮮明なものになっているかを確認していただきたく、この点は特にお願いしたい。

今回掲載した書式は後見人等の書式であり、監督人用の書式は別に用意しているので、監督人として印鑑証明書が必要な場合には、そちらを利用していただきたい。書式のデータは、所属する弁護士会から適宜取得して、使用していただきたい。

なお、印鑑証明「申請書」については、特に所定の書式はないので適宜申請していただいて構わない。

3 印鑑届に記載する本人情報及び後見人等情報は後見等登記と一致しているか確認を（後見等登記に戸籍名が登録されている場合は、印鑑届の後見人等氏名欄に通称名と戸籍名の併記を）

印鑑届に記載していただく本人情報及び後見人等情報は、一緒に提出していただく後見登記事項証明書コピーにある記載と一致しているかを、申請前に必ず確認するようお願いしたい。その前提として、後見等登記には最新の情報が登録されているか、変更事項があれば変更登記手続がなされているかについても、事前に確認していただきたい。また、後見等登記に戸籍名が登録されている場合は、印鑑届の後見人等氏名欄に通称名と戸籍名を併記するようにしていただきたい。

4 必要な事案において、必要な場面に至ってから申請を

印鑑証明書は、基本的には法務局に提出するために必要なものと理解している。そうすると、不動産登記申請に際して取得できれば必要十分と考えているため、

専門職後見人等においては、必要な事案において、必要な場面に至ってから、印鑑届の提出と印鑑証明書交付申請をしていただきたく、ご協力をお願いしたい。

また、裁判所発行の印鑑証明書を使用するメリットは、市区町村発行の印鑑証明書と異なり、自宅住所を明らかにする必要があるという点にある。このため、既に本人や親族等が自宅住所を知っているような場合、継続事案において既に後見等登記に自宅住所が登録されているような場合、後見人が法人であるような場合には、特に裁判所発行の印鑑証明書を取得するメリットはないと思われる。したがって、必要がなければ印鑑届を提出することは控えていただきたい。

5 後見人等としての資格証明については従前どおり別途証明書等の取得を

今回発行する証明書はあくまで「印鑑」に関する証明書であって、後見人等としての資格を証明するものにはなっていない。したがって、資格証明については、従前どおり後見登記事項証明書や選任審判書謄本を別途取得する必要があることに、ご留意いただきたい。

最後に、不動産の所在によっては東京以外の法務局に不動産登記申請をすることも考えられるが、東京以外の法務局については、裁判所発行の印鑑証明書をどのように取り扱うか確認ができておらず、従来どおり市区町村発行の印鑑証明書の提出を求められることもあると思われるため、その点はご理解いただきたい。

平成30年(家)第123456号(開始事件番号)

成年被後見人・被保佐人・被補助人・未成年被後見人 後見太郎

(住所 東京都千代田区南町1丁目2番3号)

印 鑑 届

平成30年4月1日

東京家庭裁判所家事第1部2係 御中

東京都港区北町2丁目3番4号

届出人(成年被後見人) 保佐人・補助人・未成年被後見人 東京次郎

頭書事件につき、次の印鑑を届出人の印鑑として使用したくお届けいたします。

東京次郎印

弁護士採用適正化ガイドラインを作成しました

近年、若手弁護士が法律事務所に就職するにあたり、採用条件をめぐってトラブルになるケースや、そのために就職した弁護士が辞職するケースがあるといわれています。その背景には、法律事務所が就職を希望する弁護士に対し、必ずしも十分に採用条件を提示していない実態があるものと思われます。

そこで、当会では、弁護士採用適正化ガイドラインを作成いたしました。遅くとも採用に至るまでに「採用条件シート」に所定事項を記載して、就職しようとする弁護士、司法修習生、法科大学院生などに交付することを求めています。「採用条件シート」の交付は義務ではありませんが、弁護士等が就職前に採用条件を正しく認識して就職できますよう、ご協力をお願いいたします。

平成30年3月26日理事者会決定

弁護士採用適正化ガイドライン

東京弁護士会

1 目的

本ガイドラインは、当会会員が経営者となっている法律事務所（以下、単に「法律事務所」という。）が弁護士、司法修習生、法科大学院生その他の者（以下、「弁護士等」という。）を採用するにあたり、採用までに採用条件のうち一定の事項を提示することが採用後のトラブル回避に資することから、望ましい採用条件の提示の内容とあり方を示すものである。

2 採用条件の提示

(1) 趣旨

法律事務所が弁護士等を採用しようとするときは、遅くとも採用までに、別紙採用条件シートに所定の事項を記載の上、当該弁護士等に提示するものとする。

(2) 説明

ア 法律事務所

当会会員が他会会員とともに経営している法律事務所についても、本ガイドラインに拠ることが望ましい。

イ 提示先

法律事務所が採用している弁護士等である。

ウ 提示時期

遅くとも採用までに交付するものとする（電子的方法による交付でも足りる）。なお、就職を検討する弁護士等にとって予め採用条件を知ることは有益であることから、弁護士等が就職を検討する段階でも別紙採用条件シートの全部または一部を交付することが望ましく、少なくとも口頭で説明することが強く期待される。

【別紙】採用条件シート

採用条件シート	
_____殿	
事務所住所	
事務所名	
採用担当	連絡先
1 事務所について	
(1) 事務所の形態	
<input type="checkbox"/> 1人事務所	<input type="checkbox"/> 弁護士法人
<input type="checkbox"/> 共同事務所 → <input type="checkbox"/> 経費共同 <input type="checkbox"/> 収入共同 <input type="checkbox"/> ()	
<input type="checkbox"/> その他 ()	
(2) 事務所の組織	
弁護士数 () 名	内女性 () 名
→内パートナー数 () 名	内女性 () 名
事務職員数 () 名	その他 () 名 (※税理士、外弁等)
(3) 主な取扱い事件 (※4つまで。売上に対する関係上、特に比重が大きなものがあれば、◎を付してください。例：◎医療過誤(患者側)、交通事故、離婚)	
(4) 事務所内の指導体制	
<input type="checkbox"/> 原則として、事件を先輩弁護士と共同で受任し、事件処理を指導。	
<input type="checkbox"/> 原則として、事件を単独で受任するが、先輩弁護士がその処理を指導。	
<input type="checkbox"/> その他 ()	
2 貴殿との契約について	
(1) 契約形態 (※労働契約の場合、労働基準法15条に基づき労働条件明示義務があります)	
<input type="checkbox"/> 労働契約	<input type="checkbox"/> 業務委託契約 <input type="checkbox"/> 共同経営
<input type="checkbox"/> その他 ()	
(2) 試用期間	
<input type="checkbox"/> 有 → () か月	<input type="checkbox"/> 無
(3) 所定就業時間、休日等	
① 就業日 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 定めなし	
② 就業時間 始業 (:) 終業 (:) <input type="checkbox"/> 定めなし	
③ 休日 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> その他 ()	
④ 長期休暇 ()	
(4) 産休・育休等	
① 産休 <input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 有給 <input type="checkbox"/> 無給 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 無	
② 育児・介護休業 <input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 有給 <input type="checkbox"/> 無給 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 無	
③ 育児・介護休暇 <input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 有給 <input type="checkbox"/> 無給 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 無	
(5) 就業場所	
()	
<input type="checkbox"/> 上記のほか事務所がある。→ 転勤の可能性 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(6) 給与等	
① 給与・報酬等	
<input type="checkbox"/> 固定 → 年俸 () 円 (※賞与を含む)	
<input type="checkbox"/> 変動 → [最低保障額 <input type="checkbox"/> 有 → 1年 () 円 <input type="checkbox"/> 無]	
<input type="checkbox"/> その他 ()	
② 社会保険 (事務所が支払うものに☑してください)	
<input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 国民年金 <input type="checkbox"/> 被用者健康保険 <input type="checkbox"/> 国民健康保険	
③ その他 (支給のあるものに☑してください)	
<input type="checkbox"/> 通勤費 <input type="checkbox"/> 事務所の事件処理に要する交通費 <input type="checkbox"/> 弁護士会費	
(7) 従事する主な業務	
()	
3 個人事件の受任	
(1) 個人事件受任の可否	
<input type="checkbox"/> 常に可 <input type="checkbox"/> 応相談 <input type="checkbox"/> 常に否	
(2) 個人事件受任が可能な場合について	
① 事務所設備及び事務職員の利用 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	
② 経費負担 <input type="checkbox"/> 有 → 支払うべき経費 () <input type="checkbox"/> 無	
4 弁護士会との関係	
(1) 所属すべき弁護士会	
<input type="checkbox"/> 東京弁護士会 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 指定はない	
(2) 弁護士会委員会活動参加の可否	
<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	
(3) 弁護士会会派活動参加の可否	
<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	

*採用条件シートは、以下のURLからダウンロードできます。https://www.toben.or.jp/members/news/post_617.html

今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第79回 憲法改正, 点と線あるいは光と影

— 3.26 シンポジウム「自衛隊を憲法に加憲!? ~平和への影響は? 市民生活への影響は?」のレポート

憲法問題対策センター委員長代行 菅 芳郎 (45期)

1 絶妙なタイミング

いわゆる森友文書の改ざん問題で国会が揺れる中で、3月25日、自由民主党の党大会が開催され、本来ならば憲法改正案が正式に決議される運びであったが、それを経ないまま憲法審査会に提案されることとなった。

本シンポジウムは、その翌26日、まさに自由民主党が検討している「9条2項を温存しつつ、自衛隊を憲法に明文化する」という9条改正案について考える企画として、もっともホットなタイミングで開催された。

時期的に国会方面の集会への参加者も多い中で、会場はかなり埋まっており、本シンポへの関心の高さがうかがわれた。

2 流れと真の意図

これまで、第二次安倍内閣は、特定秘密保護法、武器輸出三原則の廃止、自衛権に関する解釈改憲、翌年の安保法制、さらに共謀罪法など、数々の憲法違反の疑いや憲法の基本原理と厳しい緊張関係にある解釈や立法を繰り返してきた。

そして、ついに憲法の条文そのものに直接手を付けようとしている。憲法改正は、これら「一連の流れの中」で、捉えられるべきであろう。

また、安倍首相は、9条改正案について「この改憲で、自衛隊の組織や権限に、何らの変更はなく、ただ、自衛隊を違憲であるとする学者が多いため、憲法に規定して論争に終止符を打つために行う」と説明している。

しかし、異論を封じ込める意図自体問題であるし、これまでと全く変更がないなら、改正する必要もないはずである。むしろ、改正の及ぼす影響については疑いを持ち、法解釈論として、きちんと検証しなければならないであろう。

なお、自由民主党の一部の議員には、「まず、単に自衛隊を明記し、折を見て9条2項を削除する」(二段階改正) という考えもあると言われている。

3 濃厚なシンポジウム

まず、学習院大学大学院法務研究科教授の青井未帆さんによる「自衛隊加憲の改憲案が憲法に与える影響」と題する基調講演があり、その後、青井未帆さんと、ジャーナリスト(東京新聞論説兼編集委員)の半

田滋さん、当会会員で日弁連憲法対策本部の副本部長の伊藤真さんの3者による「自衛隊を憲法に加える憲法改正で何が変わるのか? 変わらないのか?」と題するパネルディスカッション(コーディネーターは当会会員伊井和彦)が行われた。

青井さんの基調講演では、憲法9条の意味内容は、対外的には閉じておらず、諸外国や国際法との関係において捉えられるとされ、また、対内的には生成途上であって、主権者がいかにその内実を充足させるか、すなわち、どういう国にしたいのかが問われているとされた点が、強く印象に残った。

パネルディスカッションでは、半田さんによる自衛隊の実態、特に敵基地攻撃能力問題は、近時の長距離巡航ミサイル導入や、ヘリ空母いずもの通常空母化問題よりも前に、すでに空中給油機とF35ステルス戦闘機を導入している時点で、その能力を獲得していたことや、日本海でも実施された米軍への防護任務を実行していたことなど、自衛権の限界に関する議論がなされないままに、国民の知らないところで、自衛隊の装備や能力が強化されているというお話が、シベリアンコントロールとの関係で極めて重大な問題を含んでいるのではないかと思われた。

伊藤さんのお話は、稠密で、短時間によくぞと思われる内容であり、特に、自衛隊の明文化だけで、強い民主的正当化の力が生まれて、人権制約の根拠となり得るし、また、国民に仕方がないという「空気感」が醸成されて批判的な発言が自己抑制されることに民主主義の危機を感じるとの指摘は、いつか来た道のようにであった。

4 今後の動向

自由民主党大会で成案が決議されなかったことから、憲法改正が事実上困難になったのではないかという見方もあるが、予断を許さないというべきであろう。

会員の中には、自由民主党の路線に賛同する方も少なくないかもしれない。しかし、点ではなく線で、光の当たる面だけではなく隠された意図も探りつつ、批判的視点で考えることは、健全な民主主義の要であろう。

ジェファーソンも「自由な政府は、信頼ではなく猜疑の上に成り立つ」というのだから。

OKINAWA

第15回 2017(平成29)年度 沖縄視察記

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 部会長 藤川 元 (35期)

1 毎年、沖縄視察をする理由

沖縄部会では、1995(平成7)年9月に沖縄で発生した、米兵による少女暴行事件を機に部会を再興するとともに1997(平成9)年以後毎年、沖縄視察を継続して行なっている。沖縄は本土から距離の上で遠い上、面積にして70%もの米軍基地が日本国土面積の0.6%しかない沖縄に集中している。日米安保条約が、本当に日本の安全のために必要であり、かつそれが合憲であると考えれば、米軍基地は日本全体で負担すべきものである。しかし、実際はそうはなっておらず、沖縄に過度な負担が押しつけられている。こうしたことから沖縄で生じる生命、身体、環境、財産などに関わる数々の人権侵害問題、差別感などにつき、東京にいるだけではわからないことを、沖縄に行き、現場を見、沖縄の人から直接話を聞くなどして生の沖縄の実態を知ること、これを東京をはじめとする本土の人に知ってもらうこと、このようにして沖縄と本土の差をなくすことに努めること、これが沖縄視察の目的である。

今回は、沖縄部会員を中心として9名の弁護士が参加して、2018(平成30)年1月19日から21日までの日程で行なわれた。

主な訪問先、目的は、19日が名護市役所(総務部基地対策係)、米軍キャンプシュワブ・ゲート前であり、新基地建設のための辺野古埋立の現状を知りその問題をさぐること、20日が糸数アブチラガマ、平和祈念資料館など沖縄本島南部の戦跡を巡り、第2次大戦末期の沖縄戦の状況を知ること、とした。これを終えたのち那覇市内へ行き、沖縄タイムス本社を訪ねた。また、21日は、午前中、対馬丸記念館、不屈館を訪問した。

2 名護市役所訪問

(1) 2016(平成28)年12月、最高裁は、辺野古埋立承認の取消をした翁長知事の処分を違法であると判断した。その判断に沿って翁長知事は、承認取消を取り消した。これによって、仲井眞・前知事の埋立承認が生きることになったため、国は、埋立工事を

再開した。しかし、再開したとはいっても、基地完成となるには、時間的にも、工事技術的にも、法的にも大きなハードルがあり、現時点では実際のところ工事はあまり進んでない状態である。

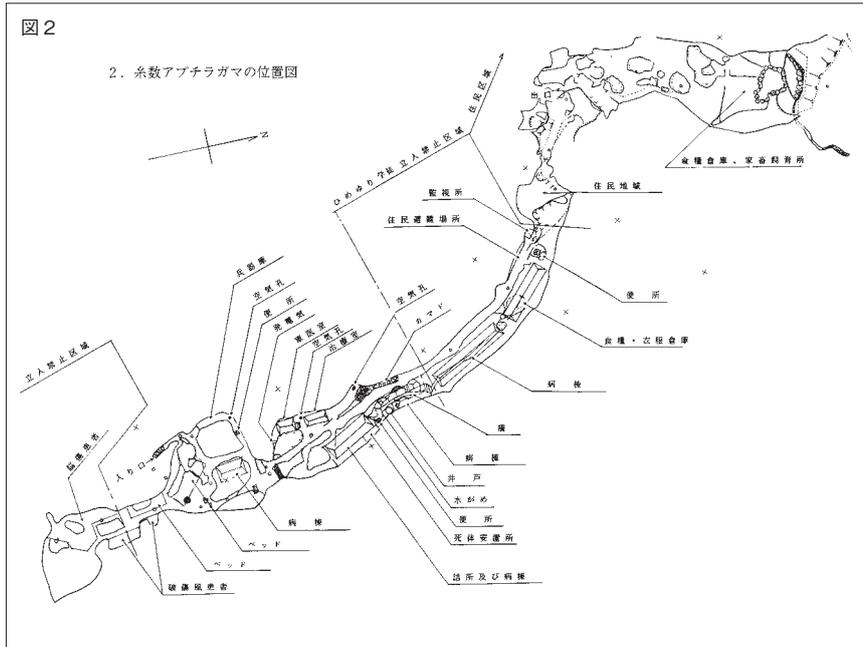
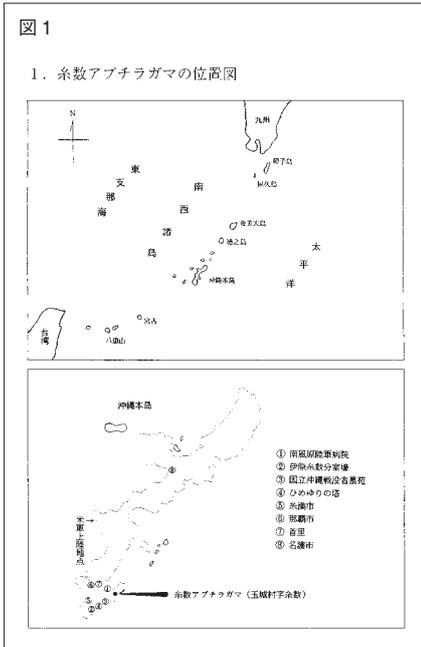
(2) 私たちは名護市を訪問し、基地対策係のかたからお話をうかがった。

① 埋立工事による自然環境の破壊について 埋立工事の対象とされている辺野古・大浦湾は、山、川、海が連動して独特の生態系をもち、サンゴ礁、ウミガメ、ジュゴンなどが生息していることに加え、河口付近のマングローブ林や周辺の山々を含む陸域の動植物により、絶妙なバランスの中で生物の多様性を維持しているといわれる。自然環境の保護については、基地建設に反対するために言い出しているのではなく、あくまで、この自然を守ることが大切だから名護市としても訴えているのだという。ところで、建設工事が再開された今、全体からみれば基地完成には程遠いとしても、貴重な自然は相当程度に破壊が進んでしまっている可能性があるとのことであった。

② 埋立工事を進めるためには、大浦湾へと流れ込む美謝川の流路を切り替えて河口の位置を変えなければならぬし、辺野古ダム周辺から埋立用土砂を運搬するために辺野古ダムの上にベルトコンベアを設置する必要がある。しかし、美謝川切り替えやベルトコンベア設置のためには条例に基づき名護市長との協議が必要となる。沖縄視察の直後に行なわれた名護市長選挙において、建設反対の立場を明確にしていた稲嶺進市長が敗れたため、現・名護市長がこの点をどう判断するのか、目が離せないところである。



写真1



3 糸数アブチラガマ

- (1) 糸数アブチラガマは、現在は、南城市^{たまぐすく}玉城字糸数の北側にある自然洞穴であり、地元では「アブチラガマ」と言っている。「アブ」とは深い縦の洞穴のことであり、「チラ」とは崖のことで、沖縄の方言で崖が縦に大きく落ち込んだ所、「ガマ」とは沖縄の方言で洞穴や窪みのことをいう。ちなみに、同じく洞穴であっても「ガマ」とは自然にできたものをいい、「壕」とは人間が掘ったものをいう。
- (2) 1945（昭和20）年4月1日、米軍は中部の西海岸から上陸した。そして、上陸1週間で沖縄本島の中、北部の主要部分を制圧した。これに対し、南部では、非戦闘員を巻き込んだ激戦となった。日本軍守備隊の中核をなす陸軍第32軍司令部は首里城の地下壕内におかれた。日本軍守備隊の1つの大きな使命は、沖縄にできるだけ長く米軍を引きつけておき、本土決戦の準備のための時間かせぎをすることにあった。水際作戦をとらず、あっさり米軍の上陸を許した日本軍は、首里司令部を中心に、約1ヶ月半にわたり、猛烈な反攻に出た。しかし、米軍の猛攻に屈し、5月27日に、南部の摩文仁方面へと撤退を始めた。
- (3) 上陸に先立ち、3月下旬より米軍による艦砲射撃が始まったため、糸数の住民約200名がアブチラガマに避難した。その後、アブチラガマは、南風原陸軍病院の分室とされ、軍医らとともに、ひめゆり学徒隊も応援に入った。ガマの中は、一部が住民の避難場所に、一部が病院とされた。病院内には重症の兵士が次々と運びこまれたが、満足な医療設備、薬な

どあるはずもなく、傷は悪化し、膿と蛆だらけとなり、脳症患者、破傷風患者が増え、麻酔もなく足の切断手術をするなど地獄絵そのものであったという。

- (4) 私たちは、もと学校の教師であった下地さんにガイドをお願いしつつ、アブチラガマに入った。ガマの内は、できるだけ元の状態を保つために観光用に改変されておらず、そのため、入るにあたっては一人一人が懐中電灯とヘルメットを借り、下地さんを先頭に、前の人と離れないように、また、足元は岩がむき出しであるため滑らないように、転ばないように注意しながら1歩1歩進んだ。そして、かつて病棟、軍医室、カマド、住民地域があった場所で時々立ち止まっては下地さんの説明を受けた。

ガマの中には井戸があり、また、かろうじて食料もあったという。しかし、米軍が迫る中、真暗な中で重症の兵士のうめき、悲鳴がひびき、悪臭がただよう中、もっぱら自分と身近な人の命を保つことだけを願って極端に緊張した日々を過ごしたのである。

- (5) 私たちは、戦争の怖ろしさ、おろかさ、特に武器が昔とは比較にならないほど向上した現代戦のそれを常に忘れてはならない。戦後70年以上が経過した今、戦争を直接体験した人が急速に減ってきているため、ともすると忘れがちになってしまうが、そのような時は、戦跡を訪れ、自らの想像力によって感じる必要があるのではなかろうか。

※図・写真に関する注
 図1、2は沖縄県南城市平成7年3月31日発行「糸数アブチラガマ—平和への願い新たに—」より引用し、イメージ図付写真1は、名護市発行のパンフレット「米軍基地のこと 辺野古移設のこと」より引用した。

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第62回 東京高裁平成26年5月21日判決

(ソクハイ(契約更新拒絶)事件/労判1123号83頁)

バイシクルメッセンジャーの労働者性が否定され更新拒絶の有効性が認められた例

労働法制特別委員会委員 檀上 遼一 (69期)

1 事案の概要

本件は、荷物配送業者Yとの間でバイシクルメッセンジャー(自転車等を使用して配送業務を行う者)として、平成17年から稼働していたX1と、同18年から稼働していたX2が、その契約が期間1年の有期契約(本件契約②)に変更された翌年の平成23年7月と8月、理由の説明がないまま期間満了により契約を終了させられたことに対し、Xらの労働組合活動を理由とした違法な解雇であるとして、雇用契約上の地位の確認等を求めたものである。Xらの労働者性や稼働条件等については、X1が執行委員長、X2が執行委員を務める労働組合(ソクハイユニオン)とYとの間で対立していた。Yは、裁判において、Xらとの契約不更新の理由をXらの直前の稼働予定変更の頻度にあると説明した。

2 争点

【争点1】Xらの労働者性

【争点2】本件更新拒絶の債務不履行・不法行為の成否

3 判旨

(1) 争点1

「労基法において、労働者は、「事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。」と定められている(労基法9条)ところ、当該労務提供者がこれに当たるかどうかは、契約内容及び労務提供の実態等を総合考慮して、使用従属性があるといえるかどうかにより帰着する」とし、以下の点などを指摘して、Xらは労基法上の労働者に該当すると評価することは相当でなく、本件更新拒絶に解雇権濫用法理

の適用があるということもできないと判断した。

ア 契約書の規定内容は配送業務の請負に関する約定である

イ 以下の点などからすると、諾否の自由度は比較的高い

(ア) メッセンジャーの稼働日・稼働時間は、基本的にはメッセンジャーが自由に決定することができた

(イ) 平成21年3月以降は全営業所で、営業所での朝礼に出席せずに、直接、稼働場所に赴くことも可能であった

(ウ) 配送業務終了後も、配送業務にかかる伝票等を翌営業日の午前中までに営業所長宛に提出する限り、営業所に立ち寄るか否かも任意であった

(エ) 「中抜け」(稼働開始後、稼働予定時間中に配車係に連絡して配送業務から外れること)や「上がり」(申告した稼働終了予定時刻以前に配車係に連絡して配送業務を終了すること)についてYの承諾が必要とされていたと認めるべき証拠はなく、「中抜け」等により不利益な処分が行われた事実があるとも認められない

(オ) 皆勤手当加算や欠勤・遅刻減算の制度も本件契約②締結当時には廃止されている

(カ) メッセンジャーは、個別の配送依頼を拒否ないし辞退することも妨げられていなかった

ウ メッセンジャーはY作成の配送業務に関する手引きによって配送業務に当たっており、一定の研修を受け、携帯電話の保持が義務付けられ、これによるメール通信により配車係に対して配送業務に関する報告をすることとされていたが、これらは受託業務の性質からの要請であり、メッセンジャー用の就業規則は整備されておらず、制裁措置としての懲戒処分をしたこともない

- エ 稼働日に申告どおり稼働することが想定されていたため、一定程度の拘束性は認められるものの、業務の性質によるところが大きい
- オ 配送業務の再委託は禁止されているが、メッセージング即配便が荷物の即時配送を標榜している配送業務であり、かつまた、Yからの受託業務として一定水準以上の配送水準を確保することが求められていた
- カ 報酬は出来高払い方式であり、出来高は受注可能時間（稼働時間）に依存しているが、具体的な報酬額は、配送業務の受託回数に左右される
- キ 稼働に当たり使用する自転車や着衣等はメッセージングの負担であるが、メッセージング業務は自己の裁量・才覚によって特段顕著な違いを生じさせたり、他人を使用することにより、利益を得る余地が乏しく、独自の商号を用いることもできず、メッセージングの報酬等について個別の交渉が持たれた経緯もないから、事業者性が高いとまでは評価できないし、兼業が許されており専属性があるとはいえない

(2) 争点2

本件更新拒絶に伴う債務不履行の成否につき、本件契約②が実質的に期間の定めのないものであったとみることは困難であり、解雇権濫用法理の類推適用もないので、Yに債務不履行は成立しないとした。

不当労働行為にかかる不法行為の成否については、Xらは、他のメッセージングと比較しても、稼働予定の変更回数は極めて多数に及んでおり、Yが、ソクハイユニオンを殊更排除するため、Xらを選別的に選択して更新拒絶に及んだものとは認めがたいことを指摘し、本件更新拒絶につき、Yに不当労働行為意思があったと認めることはできないから、本件更新拒絶は不法行為を構成するということもできないとした。

4 コメント

本判決は、Xらの労基法上の労働者性の有無は「契約内容及び労務提供の実態等を総合考慮して、使用従属性があるといえるかどうかに着目する」とし、昭和60年の労働省（当時）労働基準法研究会による報告（「労働基準法の『労働者』の判断基準について」）が示した判断基準ないし要素（①仕事の依頼に対する諾否の自由、②業務遂行上の指揮監督、③場所的・時間的拘束性、④代替性、⑤報酬の労務対価性、⑥事業者性）に沿って判断している。Yの契約更新拒絶の理由は、Xらの稼働変更予定の多さにあったということであるから、裏を返せば、仕事諾否の自由を放棄しなければ契約を維持できない関係にあったわけであるが、裁判所はXらの事業者性は乏しいとしつつも、①～③の要素を勘案して労働者性を否定している。

国が推し進める「働き方改革」は労働の多様性を重視し、また、企業も、さまざまな観点から業務の外部化を志向している。本件のような「雇用によらない働き方」（クラウドワーキング）は今後、増加することが予想され、これに労働法や独占禁止法類似の規制や保護をどこまで及ぼすべきかが、経産省や厚労省で論議され、公正取引委員会は本年2月に報告書を出している（<http://www.jftc.go.jp/cprc/conference/index.files/180215jinzai01.pdf>）。

上記研究会報告の判断基準のうち、指揮監督関係の存在を判断するための要素である時間的及び場所的拘束性の有無・程度の要素は、テレワーク（時間や場所の制約を受けない柔軟な働き方）といった新しい働き方に対しても十分な判断基準たり得るかという問題もあり、新たな検討が必要な時期に入っている。

なお、本件は、原審を一部補正するほかは、ほぼ原審判決を引用してその請求を棄却したものであるが、最高裁の上告不受理の決定で終了している。

東と弁往來



第57回

法テラス旭川・ 流氷の町ひまわり基金法律事務所 視察交流会

公設事務所運営特別委員会委員 高見 智恵子 (70期)

1. はじめに

日本列島に春の嵐が吹き荒れた2018年3月2日、公設事務所運営特別委員会を中心とする総勢14名で、法テラス旭川法律事務所・法テラス旭川地方事務所(北海道旭川市)、流氷の町ひまわり基金法律事務所(北海道紋別市)を訪問してきました。悪天候のため交通の乱れが心配されましたが、予定どおりのスケジュールで各事務所を訪れることができました。

2. 法テラス旭川法律事務所・ 法テラス旭川地方事務所

法テラス旭川法律事務所には、北越一成弁護士(65期)がスタッフ弁護士として勤務しています。各事務所を見学後、法テラス旭川地方事務所の富川泰志所長、万字達副所長にもご出席いただき、交流会を行いました。

法テラス旭川法律事務所が取り扱っている事件は一般民事が多く、続いて刑事、家事、成年後見等が一定数あります。また、事務所から車で30分ほどの距離にある旭川刑務所に出張して、受刑者からその処遇等に関する法律相談を受けることも多いそうです。法律相談以外にも、旭川管内各地での講演活動や社会福祉協議会の職員と一緒に成年後見制度を題材にした演劇をする等、市民への情報提供にも力を入れているとのことでした。

さらに、法テラス旭川は、司法ソーシャルワークを積極的に推進しています。その取り組みのひとつが、2017年11月に旭川市、法テラス旭川と旭川弁護士会が協定を結んで始めた制度「リーガルぷらっとホーム」です。旭川市役所で毎週水曜日に、スタッフ弁護士

が生活保護課のケースワーカーから保護受給者が抱えている問題について話を聞き、情報提供をしています。相談ごとがあるときに、予約なしでも気軽に「ぷらっと」来てもらいたいということから名付けられたそうです。

「リーガルぷらっとホーム」では、ケースワーカーが生活保護受給者と一緒に相談に来ることもあります。ケースワーカーが同席することで、相談者ひとりでは上手く説明できないことでも補足して弁護士に話してもらうことができます。制度開始から現在までに117件の相談があり、このうち法律相談に繋がったのが107件、受任率は約60%と通常の法テラスのセンター相談よりも高い受任率となっています。

ここでは、ひとりのスタッフ弁護士が定期的に市役所に赴き、保護課のケースワーカー達と直接会って相談を受けるという、「顔の見える関係」ができています。スタッフ弁護士だからこそできる活動であり、お互いの顔の見える関係性が受任率の高さにも繋がっているのではないのでしょうか。関係機関との信頼関係を丁寧に築きながら司法アクセスの改善に取り組む「リーガルぷらっとホーム」は、司法ソーシャルワークそのものを表している活動だと感じました。



法テラス旭川にて

法テラス旭川が最近始めたもうひとつの司法ソーシャルワークに、旭川以外の14の自治体、2つの社会福祉協議会との間の弁護士ホットラインがあります。福祉関係職員からの電話相談にスタッフ弁護士が直接対応しています。法テラス旭川の管轄地域はとても広いので、全ての地域からの司法アクセスを保障するために、弁護士ホットラインは今後とても重要な役割を担っていくものと思われました。

北越弁護士は、広い管内で他の弁護士がカバーできない部分をカバーできた時、旭川にスタッフ弁護士として赴任した意義を感じるとのことでした。また、引き受け手を見つけるのが困難な事件でも、その人の話、人生に共感しながら取り組んでいるという北越弁護士の話はとても印象的でした。

3. 流水の町ひまわり基金法律事務所

法テラス旭川から、吹雪の中、バスで移動すること約3時間30分、紋別市にある流水の町ひまわり基金法律事務所を訪ねました。名前のとおり、事務所近くのオホーツク海では1月中旬から3月中旬にかけて流水を見ることができます。流水の町ひまわり基金法律事務所は、2011年12月に開設された公設事務所であり、2016年7月から長岐和恵弁護士(67期)が2代目所長として勤務されています。事務所訪問の後は、紋別プリンスホテルに場所を移し、意見交換会を行いました。

事件類型としては、債務整理や借地に関するものが多く、その他多種多様な内容の一般民事、刑事があり、近年は成年後見事件が増えてきているそうです。また、水産業や農業が盛んという地域柄、漁協や農協にある独特のルールが関係した相談もあるとのことでした。

流水の町ひまわり基金法律事務所による司法ソーシャルワークへの取り組みはとても進んでいます。長岐



流水の町ひまわり基金法律事務所にて



オホーツク海沿岸に辿り着いた流水

弁護士は、周辺町村での無料法律相談会や士業合同相談会を実施したり、保健福祉部・地域包括との意見交換会、保護係との勉強会への参加、市民講座、紋別高校での講演からケーブルテレビや啓発劇への出演といった幅広い活動を行っています。

また、最近では、生活に困難を抱える人で、相談先がわからない人たちの受け皿を提供するための組織、「紋別セーフティネット」の立ち上げを行っているそうです。この企画は、勉強会などを通じて知り合ったメンバーと一緒に問題意識を共通化し、組織として問題解決に取り組みたいとの思いから始まったものです。

長岐弁護士は、勉強会、講演会や相談会で出会ったメンバーが繋がってひとつの活動に向けて行動するなど、ひとつひとつの活動が次の活動に繋がっていくことに、仕事のやりがいを感じているそうです。

また、長岐弁護士からは、紋別市では今後、増加傾向にある成年後見の受け皿をどう増やしていくかが課題で、市民後見人の養成や成年後見センターの創設にも取り組んでいきたいとのことがありました。

4. おわりに

法テラス旭川法律事務所の北越弁護士も流水の町ひまわり基金法律事務所の長岐弁護士も、厳しい環境の中、長距離の移動をしながら、司法アクセスの改善のために日々全力で活動されています。移動の大変さは、ほんのわずかでしかありませんが今回の視察で身をもって体験しました。弁護士の移動が大変ということは、市民が弁護士に自らアクセスすることの大変さの裏返しでもあります。北越弁護士や長岐弁護士の活動が、今まで司法にアクセスすることが困難だった人たちへ大きな変化をもたらしていることは間違いありません。また、今回の視察では、過酷な環境で働いている弁護士たちへのバックアップを積極的に行う必要性を再認識しました。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

22期(1968/昭和43年)

教官の言霊

私は、司法研修所22期。修習期間は1968年4月から2年間。研修所は紀尾井町だった。50年経ち、研修時代のことはすっかり忘れてしまった。しかし、教官の言葉で、年を経てじわじわ効いてくるものがある。言葉に宿っている不思議な力。言霊か。

夜中にピョン

民弁教官（前期）は、執筆活動や講演活動を弁護士業務の中心にしていた。事務所に遊びに行った時に尋ねた。「私も本を書きたい。どうしたら、先生のようにになれるのですか」

師、曰く「事件をやっていると、その事件のことが気になって、夜中にピョンと飛び起きるので……」

弁護士になって、しばらくして、その教官から連絡があった。「ある本の出版を頼まれたが、忙しいので、多比羅君やってくれないか」それが最初の単行本『法律文書作成法』である。本屋で平積みを見た時は、嬉しかった。弁護士3年目である。

7年間のイソ弁生活を経て独立した。独立後、倒産事件を頼まれるようになったが、それまで私は倒産事件をやったことがなかった。その当時の倒産事件（私的整理）は、事件屋やヤクザ、荒れる債権者相手の3K仕事（きつい。危険。汚い）であった。プライドの高い弁護士はやらなかったのが、若手弁護士にまわって来ていた。その後、私は少しずつ倒産事件の依頼が増えていった。

倒産事件をやっていると、夜にピョンと目が覚め、気がつくと倒産事件の処理を考えている。アイディアが浮かぶと、それをペンライトで照らしながら、メモする。倒産事件は担当弁護士の裁量が大きい。例えば、再建するか、清算するか。どの事業を残すか。従業員を何人リストラするか。倒産事件はやりがいがあるが、責任も重い。



会員 多比羅 誠 (22期)

あの教官が言いたかったことは、そういうことだったのか。ピョンピョン起きろ！悩め！考えろ！

人生、保証人になるなかれ

民弁教官（後期）の修習生に対する戒めの言葉である。30～40年前は、会社の再建をしていると、大口債権者から、弁護士が保証してくれるなら、再建に協力すると言われることがあった。現に会社再建のためならばと、それに応ずる熱血弁護士もいた。

その後、保証人問題は、私にとって大きなテーマになった。

ある一部上場会社が会社更生を申し立て、私がおの更生管財人に選任されたことがある。その時に困ったことは、子会社の社長達が軒並み個人保証していたことである。自宅を含め、全財産失う危機になった。親会社から派遣されたサラリーマン社長であり、支払えないからである。

個人保証制度が企業の再生の妨げとなっている。経営が破綻しても、粉飾決算や信義則に反する行為をしていない限り、保証債務を負わず、個人がやり直せる仕組みを作れないものかと思っている。

75歳まで

司法修習終了20周年（小生47歳）か、30周年（57歳）かの記念の会合において、刑弁教官が、「75歳までは、普通に働ける。頭脳も肉体も」とスピーチした。

私には衝撃であった。祖父も父も若くして逝き、私自身、長生きできないと思いついてきた。教官のスピーチ以降、75歳まで現役の倒産弁護士として現場に立ち続けることが人生の大目標になった。

お陰様で、今年3月、目標を達成できた。75歳の間に、これから迎える「誰ぞ彼期」の設計をしよう。

教官の霊に合掌。

2年目の成長のために

会員 天野 清

1 初めに

弁護士に登録して気づけば2年目に突入していた。

これまで契約書チェック、建築、リース、労働、ソフトウェア開発などの紛争、破産事件、国選事件、当番弁護など様々な事件を経験する機会に恵まれた。業務以外にも、新人研修、委員会や会派の活動にも参加させていただき、多くの会員と交流させていた。これまで経験した多くが初めての経験であった（このようなエッセイを執筆するのも初めてである）。弁護士2年目の成長につなげるため、経験した事件の中で印象的なものを振り返りたいと思う。

2 満席

初めて受任した国選事件での公判期日が忘れられない。公判での主な弁護活動は情状弁護であった。被告人の父と勤務先の上司を情状証人として請求し、2名の証人尋問と被告人質問を行うことになった。

何度も打ち合わせをして万全の準備を整えて公判期日を迎えた。私が緊張しつつ法廷のドアを開けると、傍聴席は満席状態であった。私は「なぜ、満席なんだ」と焦ったが、この疑問は弁護人席に座り傍聴席を見たらすぐに分かった。傍聴席には小学生から中学生くらいの生徒とその保護者や大学生が多数座っていたのである。公判期日は7月下旬で、学生達はちょうど夏休みの真っただ中。夏休みの宿題のためなのか裁判傍聴に来ていたのであった。多くの傍聴人を見て緊張が高まる中で開廷した。はじめは緊張していたが、手続が進むにつれて緊張はなくなっていた。手続は順調に進み、無事に証人2人の尋問と被告人質問を終え、問題なく弁論も行った。傍聴席の生徒や学生達の「憧れ」になるようなカッコいい弁護人になれたのかは分からない

が、被告人と両親からは感謝の言葉ももらった（判決も望みどおりの形になった）。傍聴席を埋め尽くす法廷での弁護活動は、驚きと緊張を覚えた忘れられない刑事弁護デビューになった。

3 怒りの債権者

事務所では破産管財事件も扱っている。ある破産事件で貸貸人に対して財団がなく原状回復ができないことを説明した。すると貸貸人は「それは困る。契約違反だ。そんなことは許されないはずだ」と相当な勢いで怒っていた。事業所で必要な書類の選別などをしながら、頭を下げ財団の状況を説明した。貸貸人には破産者に対する不満が多数あったようで、色々な不満を私にぶつけ、私は「うんうん」と話を聞いていた。何度か連絡をしていると貸貸人とは世間話もするようになった。色々な話をしていると次第に貸貸人の怒りが収まり、結局、貸貸人は現状のままでの明渡しに納得し明渡しに応じてくれた。鍵を返却したときに、「良い管財人の先生（ボス）が付いてくれてよかった。事務所のスタッフもしっかりと迅速に対応してくれて良かった」と言われ、「今後もこう言ってもらえるように頑張ろう」と思った。

4 おわりに

日々、弁護士業務の責任の重さを実感しているが、それと同時に弁護士のやりがいや面白さもわかってきた気がする。事務所ではボス弁やパートナー弁護士、兄弁から時に怒られ時に励まされ多くのことを学ばせていただき、また事務局スタッフにはいつも支えられている。今後もこれまでの経験を生かし初心を忘れず弁護士2年目を駆け抜けたい。

『宇宙兄弟』

2012年／日本／森義隆監督作品

二人の兄弟が宇宙を目指す物語

会員 竹中 朗 (69期)



『宇宙兄弟』
好評発売中
¥2,800 + 税
発売元：講談社
販売元：東宝

1 あらすじ

「かつて夢を見たことがあるすべての人へ」

この映画の予告編で流れる最初の一言である。

多少こそばゆいセリフであるが、この映画の核心についている一言である。

幼いころUFOを見た二人の兄弟。二人は、この時「宇宙飛行士になって二人で一緒に宇宙に行こう」と約束する。

弟ヒビトは、この約束を胸に、見事日本人初の月面探査宇宙飛行士となる。

一方兄ムッタは、「非現実的な夢」「宇宙飛行士になる人は特別な人」という周囲の声に流され、いつしか夢をあきらめてしまう。

弟のヒビトがまっすぐ夢を実現したことを誇りに思いつつも、同時に、兄として常に弟を引っ張っていく存在でいたいと思っていたムッタは、劣等感も抱きつつ、自動車会社に就職する。

ある日ムッタは、ヒビトが月に行くというニュースをバカにした上司を頭突きし、無職となってしまう。

失意のムッタのもとに、JAXA宇宙飛行士選抜試験の書類選考を通過したとの通知がくる。ヒビトがムッタに内緒で応募していたのだ。ヒビトは、兄が自分を追ってくることをずっと待っていたのである。映画の冒頭、NASAでの記者会見における「僕より先に月に立つはずだった人が今この場にはいないことがとても残念です」というヒビトの発言はムッタのことを指しているのだ(私見)。

幼いころの夢を思い出したムッタは、ヒビトに背中を押されながら、二人が夢見た宇宙飛行士になるために選抜試験に挑む。

そして、選抜試験の過程で、宇宙飛行士になるという同じ夢を持つ大人たちと初めて出会ったムッタは、ライバルであり仲間でもある彼らと、夢を語りながら、ヒビトが待つ月を目指して選抜試験を潜り抜けていく。

2 自身への影響

この映画(と原作の漫画。こちらも非常におすすめである。現在も連載中なので、ぜひ一読していただきたい)を観たのはロースクール2年目の春である。

自分自身単純な性格なためか、日々勉強に明け暮れ、モチベーションが下がってしまったとき、目を輝かせながら宇宙の話をし、過酷な試験に挑むムッタを見て勉強のモチベーションが非常にアップしたことを覚えている。私にも10歳離れた弟がいるため、ムッタに自分を投影し、兄として弟を引っ張っていきたいとの思いもあったのだろう(引っ張られているか?弟よ)。

いつか子供ができたとき、ぜひみせたいと思える映画だ。

3 夢の続きを、始めよう。 ※映画のキャッチコピー

社会人になった今、このコラムを書くにあたってもう一度この映画を観てみた。

幼いころの夢を思い出し、宇宙飛行士を目指すとき再び決意したムッタは当時31歳である(物語は2025年頃の設定である)。

ヒビトや選抜試験の仲間と夢を語り邁進する31歳の男性をみて、ムッタのように思いっきり夢を追いかけることの素晴らしさを感じる傍ら、実際は難しいよなぁ…と、ムッタに夢をあきらめさせたような周囲の声と似た気持ちも少なからず感じてしまった。

しかし、私は単純だ。日々業務に忙殺されているが、起案のやる気スイッチが入った。



ロードサイド・ステーション

会員 大森 祐輔 (66期)

道の駅巡り。修習時代を旭川で過ごしたことを契機に、これが私の趣味の一つとなった。

道の駅とは、市などを設置者とする休憩や地域連携機能を備えた施設のことで、昨年11月時点で1,134駅が登録されている。

折角、執筆の機会をいただいたので、これまで訪れた150の道の駅の中で印象に残った駅をいくつか簡単に紹介したい。

1 保田小学校 (千葉県鋸南町)

富津立山道路の鋸南保田インターを降りてすぐの比較的新しい道の駅。廃校となった小学校を改装して作られた駅で、程よい自然の中、ノスタルジックな気分になることができる。昔懐かしい小学校の風景をそのままに、物販や食堂（給食が食べられる）また子供の遊ぶスペースが充実しており、関東屈指のクオリティを誇る道の駅だと思う。房総観光のスタート地点としても是非お勧めしたい。

2 日立おさかなセンター (茨城県日立市)

井ぶりを片手に好きな具材を選び、自分好みの海鮮丼を作るというのは釧路の勝手丼や青森ののっけ丼だけではない。茨城にもある。その名は身勝手丼。釧路、青森もちろん旨いが、ここも旨い。魚の種類自体はそれほど多くないが、海の幸を十分楽しめる。また来たいと思う道の駅の一つである。なお、今年初め都心部では野菜の価格が高騰していたが、ここの直売所は値段据え置きで妻が大騒ぎしていた。購入した野菜を両手に記念撮影までさせられた。

3 こすげ (山梨県小菅村)

ここのお勧めポイントは何とんでも隣接している温泉施設小菅の湯の泉質である。源泉温度30度以上、PH9.98の高アルカリ性の本格派で、風呂上りにはお肌スベスベ効果を実感できる。泉質にこだわる私の父もさぞかし気に入るであろう。

4 ららん藤岡 (群馬県藤岡市)

上越自動車道を軽井沢方面に車を走らせていると、同駅のマスコットキャラららんちゃんの大きな看板が見える。道の駅にしては珍しく小規模の遊園地が併設されており、子連れ家族にとっては格好の遊び場と思われる。年季の入った味のある遊具に娘は少々ビビリ気味だったが、最後は名残惜しくなったのか、なかなかそこを離れなかった。また、遊園地脇にあった韓国料理のお店がおいしかったと記憶している。藤岡市周辺の新鮮な野菜を使った地産地消のお店で地元では人気があるそうだ。

5 大和 そよかぜ館 (佐賀県大和町)

母方の実家近くにあり、毎年お盆の時期には必ず立ち寄る。そばを流れる嘉瀬川の素晴らしい景色には、温泉とは異なる癒しの効果がある。地物の野菜やお惣菜などの品揃えも豊富である。祖父母の育てたお米も販売されており、子供当時は店頭で並んでいるそれを見るだけでとてもうれしい気持ちになった。今年も夏が待ち遠しい。

将来的にはキャンピングカーを購入し、日本全国の道の駅を制覇する予定である。



道の駅鴨川オーシャンパークにて

外国法

『中国税制の実務対応』 築瀬正人／中央経済社

憲法

『スノーデンが語る「共謀罪」後の日本』 Snowden, Edward J.／岩波書店

選挙・議会制度

『Q&A選挙と捜査 補訂第2版』 渡辺咲子／立花書房
『刷新する保守』 阪野智一／弘文堂

行政法

『新しい都市緑地・農地・公園の活用Q&A』 都市緑地法制研究会／ぎょうせい
『災害復興法学の体系』 岡本正／勁草書房

税法

『現代税制の現状と課題 租税回避否認規定編』 今村隆／新日本法規出版
『現代税制の現状と課題 国際課税編』 青山慶二／新日本法規出版
『現代税制の現状と課題 組織再編成税制編』 朝長英樹／新日本法規出版
『現代税制の現状と課題 租税手続編』 品川芳宣／新日本法規出版
『よくある疑問を徹底解説 Q&A 海外出張・出向・外国人の税務』 徳山義晃／税務経理協会
『国際課税ルールの新しい理論と実務』 本庄資／中央経済社
『設例で理解する税務難問事例の捉え方と対処法』 税理士法人JP コンサルタンツ／清文社
『実務で使う法人税の耐用年数の調べ方・選び方』 小谷羊太／清文社

『地積規模の大きな宅地の評価』の実務』 沖田不動産鑑定士税理士事務所／新日本法規出版

民法

『成年後見 手続ガイドブック』 成年後見センターリーガルサポート／新日本法規出版
『自分でできる!身内が亡くなった時の手続・事前の備え』 実業之日本社

商事法

『東大ロースクール実戦から学ぶ企業法務』 淵邊善彦／日経BP社
『コーポレート・ガバナンス「本当にそうなのか?」』 円谷昭一／同文館出版

刑法

『不正融資における借手の刑事責任』 関哲夫／成文堂
『科学の不定性と社会』 本堂毅／信山社
『治安維持法と共謀罪』 内田博文／岩波書店

司法制度・司法行政

『信仰・希望・愛』 宮原守男／教文館
『Q&A 弁護士業務広告の落とし穴』 深澤諭史／第一法規

訴訟手続法

『裁判官が説く民事裁判実務の重要論点』 加藤新太郎／第一法規
『要件事実国際売買法』 大江忠／第一法規
『文書提出命令申立の手引』 大阪弁護士会／大阪弁護士協同組合
『刑事法廷弁護技術』 高野隆／日本評論社

経済産業法

『事業承継法務のすべて』 日本弁護士連合会／金融財政事情研究会
『証券取引被害判例セレクト 54』 全国証券問題研究会／全国証券問題研究会

農事法

『農林水産予算の概要 平成30年度』 大成出版

労働法

『MSAの労務デューデリジェンス 第2版』 野中事務所／中央経済社
『労働事件ハンドブック 2018年』 第二東京弁護士会労働問題検討委員会／労働開発研究会
『裁判例や通達から読み解くマタニティ・ハラスメント 決定版』 小山博章／労働開発研究会
『パワハラ・セクハラ・マタハラ相談はこうして話を聴く』 野原啓子／経団連出版
『人事担当者・管理職のためのメンタルヘルス・マネジメントの教科書』 清水隆司／総合法令出版

社会福祉法

『現代の自殺』 石濱照子／東信堂
『自閉スペクトラム症の理解と支援』 本田秀夫／星和書店

医事法

『骨は生きている』 (DVD) 西村慶太／東京法律相談運営連絡協議会

社会保険法

『年金制度の展望』 年金総合研究所／東洋経済新報社